

第2回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和6年3月11日(月曜日)

議事日程(第3号)

令和6年3月11日 午前9時開議

日 程 第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日 程 第 1 一般質問

出席議員(10名)

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	熊 谷 兼 樹	4 番	内 藤 眞 一
5 番	高 橋 英 次	6 番	安 部 誠 也
7 番	景 山 登 美 男	8 番	安 部 丘
9 番	平 石 玲 児	10 番	戸 谷 ひ と み

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 那 須 和 博 書 記 山 内 孝 之

説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	副 町 長	奥 田 弘 樹
教 育 長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課 長	那 須 忠 巳	防災危機管理室長	田 村 剛
まちづくり推進課長	藤 原 清 伸	住 民 課 長	永 井 あ け み
保 健 福 祉 課 長	安 部 農	福 祉 事 務 所 長	門 脇 貴 子
建 設 課 長	森 山 篤	建 設 課 総 括 監	藤 原 一 也
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	産 業 振 興 課 総 括 監	本 間 康 浩
基 幹 支 所 長	深 石 尚 志	会 計 管 理 者	高 木 ゆ か り
		代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

産業振興課長 長 島 淳 二

午前9時00分開議

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、産業振興課長島課長から欠席届が提出されております。

日程第1 一般質問

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項に基づく質問の通告がありますので、受付順に発言を許します。はじめに、4番、内藤眞一議員。

○4番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤眞一議員。

○4番（内藤 眞一） 4番。

おはようございます。先日、5日の町長の施政方針演説並びに先月の臨時会での議長の音頭で黙祷したとおり、今年は年初から能登半島地震、飛行機事故等あり、お亡くなりになった方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心から御礼を申し上げたいと思います。

2月中旬の暖かい日から、今年の春は早いかと思っていました。大雪もなく、本当に暖冬だったんだと喜んでいた矢先、昨今のこの寒さ、まだまだ春は遠いのかと思うこの頃です。

さて今日は、高齢者の方々にいつまでも元気で過ごしていただくためのごく一部の方法ではありますが、それらの支援について伺いたく質問したいと思います。

最初に、産直での今後の商品販売と支援について伺います。

1番目として、漬物生産について

ご存じと思いますが、平成30年6月に食品衛生法の改正があり、営業許可業法の見直しにより、新たに「漬物製造業が営業許可業種」になりました。そのため令和3年6月以降は、漬物を製造する場合は食品衛生法に基づく「営業許可」が必要となった訳です。ただし令和3年5月31日以前から営業している場合は、令和6年5月31日まで営業許可の取得は猶予する経過措置が設けられています。

また、これにより令和2年6月1日よりHACCPに沿った衛生管理及び食品衛生責任者の選任が必要になりましたが、これも猶予期間が令和6年6月1日まで設けられました。

さて、そこで昨年の12月25日の山陰中央新報をご覧になった方はご存じかと思いますが「消える地域の自家製漬物」とのタイトルで、青空市「ぶなの里」でのたくあんの

古漬け・高菜漬けなどの手作りの漬物が今後いくらかも出品されなくなるのではとの心配です。

冷蔵庫の棚に所狭しと並んでいた漬物。生産を支えていた地域の生産者はほとんどが高齢の方々です。改正された食品衛生法に基づく許可を得るには、住宅用とは別の調理場が必要となり、上・下水の整備、ガス瞬間湯沸かしをはじめ、水道レバーの取り換え等々、従来の製造室を改造する必要があるのです。新聞にあったとおり約 100 万円近くを出費して改修した方もあるようです。

余った野菜を使って作った漬物では、とうてい採算がとれるはずはありません。

それに加え加工品の原材料・添加物・内容量・保存方法・賞味期限・事業者名等の記載、および栄養成分表示が義務付けられます。

これらの表示を記載するためには期間と費用が掛かります。口で言うのは簡単ですが、これらの準備をきちんとしていこうと思えば現在の設備状況にもよりますが、いずれにしてもそれなりの費用は必要です。高齢者の楽しみの一つ、産直での小遣い稼ぎができなくなるのはとてもさみしいことです。

これらの制度の施行から自家製の漬物が売りにくくなったため、新聞にあったとおり、売り上げの 15% を占めていた漬物が出品されなくなることで産直を閉店したところもあります。

また 500 万円かけて加工場を整備した産直もあるようですが、それぞれの家庭の味に良さがあるわけですから、規模が小さくても是非漬物製造所は残しておきたいと思います。産直で出品者同士がおしゃべりをする。これを楽しみにしておいでの高齢者。出品によるわずかな小遣い稼ぎで、お孫さんへのプレゼントを買う、農業新聞等でもいつも出ている記事です。これらの継続が高齢者の健康の秘訣かと思うのです。

個人でできる限り製造したいとお考えの方があれば、上限を設けて補助してあげようというお考えが町長にはおありでしょうか。

我が町の将来を託す子どもたちに補助を出すことはとてもいいことですが、今日までわが町を維持していただいた先輩方にも援助をしてもいいかと思います。町長のお考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 4 番、内藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

おはようございます。議員から質問をいただきました。

食品衛生法改正に伴いまして、この漬物製造の継続に対する支援制度の創設ということでご提案そしてご質問いただきました。

この法改正に伴う環境整備や事務負担などにつきましては、議員のおっしゃるとおり、12 月の新聞報道でもあったところでございます。

生産者の皆様のご苦勞、そしてご不安につきましては、私も本当に大変心苦しく思っております。

また昔から引き継がれてきたこの味、そうしたものが消えていくということは本当に寂しい思いがするところでございます。

それで町内で漬物製造販売をされている個人生産者さんはですね、これ令和４年度の実績、ＪＡの調べですが、３６名の方おられると把握しております。

それで漬物製造業がですね、この営業許可業種に加えられたことによりまして、営業する上で施設基準が設けられており、主には製品の製造、包装及び保管をするための部屋を設けるため、要は作業区分に応じて区画整備されている必要があること、また、洗浄、つけ込み、殺菌等をする設備を有すること。そして、浅漬けを製造する場合にあっては、この浅漬けにつきましては、２０１２年に浅漬けによる食中毒による死亡事故も発生しております、要は塩分が少ないわけですから、そうした管理とかが大変なわけですが、そうした施設整備または機器更新に係る経費がかかると理解しております。

全てをですね一から全部改修整備となりますと、やはり大変な事業費になることが予想できます。

これを受けまして、お隣の雲南市におかれましては、この施設整備費用にかかる費用助成制度を設けられておると聞いております。

この支援制度を新設する場合、これは補助制度全般に言えることですが、全額助成というのは当然難しいわけですが、議員もおっしゃいました、上限を設けての幾らかの自己負担ということで、そういったことも伴ってでも、どうかということであります。今回法改正が令和３年にありまして、それから猶予期間もあって今にきておりますが、今後どの程度の方がこの自己負担をして、施設整備をしてでも、継続、またはその新規で漬物製造を行われる意思があるのか、そうした方々の施設整備の規模についてご意向をですね、至急把握いたしまして、支援制度のこの新設の可否も含め、検討してまいりたいと思っております。

この間、直接ですね、我々も農家さんといろいろ話す機会はあるんですが、直接的にこういう助成をですねぜひともお願いしたいということは、大きな声としてはなかったわけですが、今回の議員のほうからも質問いただいて、実態も調べてみたいと思いますので、いずれにいたしましても、先ほど申しました検討をしてまいりたいと考えております。以上です。

○４番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） ４番、内藤議員の質問を許します。

○４番（内藤 眞一） ４番。

町長から検討してやろうというお答えをいただきまして、喜んでいるところですけども、ただ、お申込みが、従来の生産者の方全員がされるかどうかというのは私もわかりません。

ただ、そういう意欲をお持ちの方があれば、ぜひ、そのようにお願いをしたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

皆様方よくご存じのとおり、どこのお店でお買い物をされても、各製品を包装している袋等には、製造者・製品名・材料・値段・消費期限等が記入された小さい紙がついているかと思っています。大きな会社等で生産された商品ではその袋等に印刷されていますが、その小さな紙に太さは色々で短い棒状の線が 13 本程度ついているかと思っています。

これはご存じのとおりバーコードと言い、生産者をはじめとした製品の情報が組み込まれたものです。産直に出品されている商品にも、このバーコードシールが貼り付けられています。このバーコード発行機は安いものではないのですが、個人でお持ちの方もありますが、だれが使用してもいいように赤来地区においては「JAグリーンセンター」に発行機が置いてありますし、頓原地域においては「ぶなの里」に置いてあります。

「ぼたんの郷」「ぶなの里」のみの出荷者の場合は、ここで発行されると 1 枚 1 ～ 2 円でシールを発行できますが、他の箇所たとえばイオン・みしまや等々に出荷される場合は、この発行機は使用できません。なぜなら販売者が「ぼたんの郷」「ぶなの里」としてあるからです。

この度販売先からの要望で、たとえば消費税が記載されているとか、どのような肥料、農薬が使用されたかなどの情報、加工品には栄養成分表示まで組み込んだシールが発行される、2 段型のバーコードを記載する新型のシール発行機を導入されると、先日産直等へ出荷する方に対して説明会がありました。この新型発行機でのシールを貼りつけることにより、誰が何処に出荷してもいいようになることは大変いいことではありますが、この発行機の導入には先ほど述べたとおり費用が掛かります。

説明によりますと、この旧型の発行機は 2 種類あるそうです。古い発行機は平成 17 年から平成 20 年に購入された機種で、このようなバージョンアップは不可能で、壊れた場合は修理も不能とか。ただし 2 年間は現行のシール発行機は使用可能だそうです。

次に、平成 21 年から令和 2 年に購入された機種は、費用負担でバージョンアップが可能である。ただし 2 年は現状でも使用可能。費用負担は約 2 万円程度だそうです。

そして新しい発行機は全てを網羅。これの負担は 20 万円だそうです。

このうち新しい発行機の場合、雲南管内で 100 台以上の購入があれば約半額で提供できるとかの情報もあります。

特に発行機をお持ちでない出荷者は従来通り「JAグリーンセンター」「ぶなの里」でお作りになると思います。ここには 2 台程度は現在の発行機同様に行政支援で設置していただきたいと思います。

できれば赤来地区でシールをお作りの方は「JAグリーンセンター」ではなく「ぼたんの郷」の方が便利かと思いますが、これは出荷者で協議をしていただければと思います。先程伺った漬物製造資金同様に、このバーコードシール発行機についても野菜等を出荷

いただいている皆様の応援のために、行政支援をいただけるようお願いしたいと思います。町長の考えを伺いたく思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、産直の出荷する場合のシールですね。このシール発行機の更新に対する行政支援についてご質問いただきました。

議員がおっしゃられたこのバーコード発行機の現状につきまして、最初に私からも少し整理してお話しさせていただきたいと思います。

現在バーコード発行機を設置しているのは、これは議員がおっしゃってましたとおり、頓原グリーンセンター、青空市ぶなの里、頓原地域に2か所、そしてJ A飯南営農経済センター、ぼたんの郷、赤来地域に2か所の計4か所であります。

そのうち、J Aの頓原グリーンセンター、J A営農経済センターにおかれてはですね、この発行機という個体物件ではなくてですねパソコンとですね、シールプリンターがセットになった、要はパソコンソフトによるシールプリント方式となっており、このソフトの更新も容易にできるということで、ソフトの中身を変えればですね、新しいシールに対応できるというようなシステムがあります。

このシステムは実はですね、J Aだけではなくて、ぶなの里とぼたんの郷にも設置してあります。これはですね置くスペースであったり、パソコンの操作の関係で現在使用されてないようであります。

ちょっと布をかけてあったり、バックヤードのほうにあったりですね、そういうことで、私も産直市に行くんですがその存在は知りませんでした。

それで、その代わりそのパソコンを使わず、単体でシールを発行できる発行機ですね、ふだん目につくこの大型の発行機、それがぶなの里に3台、ぼたんの郷に1台配備されております。これ大型のシールプリント機であります。

それで、金額はですね約70万ぐらいと聞いております。この機械は。それでまたこの家庭用のシール発行機で旧式のタイプ、これは議員から説明がありますが、旧式のタイプそれから2段バーコードに対応できる機種をお持ちの方、これは個人であります。

これらについては議員ご指摘のとおり、2年後に更新が必要になってまいります。

それで、J Aに確認しましたところ、個人で所有するこの2段バーコードシールを発行できる、新しい発行機につきまして、（聞き取り不能）から100台以上ということでありましたが、一定数以上の購入があれば、そうした単位だと思いたいますが、半額で提供できるということとなっております。

これによりまして、税込みで約10万円、9万円に消費税と聞いておりますが、購入できる運びであります。

このことは説明会も既に開催されております。

それで J Aにおきまして、現在この雲南管内の生産者に対して、希望調査を実施されておるところでございます。

それでこれらのことを踏まえての答弁となりますが、議員から要望のあったその 2 台程度、現在の発行機同様行政支援で設置していただきたいという提案につきましては、先ほど説明しました 4 施設にパソコンとプリンターがセットになったシステムが設置しておりますので、そのソフトを更新すればですね、この 2 段バーコードに対応できますので、経費もかからないと聞いております。

現在このシステムを使用していないぶなの里、ぼたんの郷においても、まずはですね、この 1 台を活用することを検討していただきたいと思います。

それで、2 台目となる単体でシールを発行できる発行機ですね。これ J Aのほうでも、2 台目、今のパソコンの分プラスその 2 台目につきましても、産直直売所のほうへの導入これは検討しておられると聞いております。今後も、J Aと調整を図りながら対応していきたいと考えております。

それで先ほど議員のほうからも 1 円から 2 円ですね、このシールを発行するごとに生産者のほうが負担されておりますが、そうしたものも、シール代であったりその機械の更新の一部に充てられているのかどうかその辺もちょっとよく確認いたしまして、今後の対応ですね、してまいりたいと思います。

それで、家庭用のバーコードシール機の発行機の行政支援ということであります。これは J Aの取組によりましてさっきも言いました約 10 万円で購入ができる見込みであります。数が多くなれば。それで、この購入経費の行政支援ということですが、町としましては、漬物製造の営業許可に伴う施設整備への行政支援、先ほど答弁いたしましたが、このこと同様にですね、まずは、今、希望されている方、人数把握を行いまして、支援の可否も含め、検討してまいりたいと考えております。以上です

○4 番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4 番、内藤議員。

○4 番（内藤 眞一） はい。

きちんとどこまで支援できるかということは何とも私もわかりませんが、いずれにしても、そこら辺を検討してやろうというお答えのようですので、ひとつそういうふうな申込みがあった場合は、速やかに支援ができるようお願いをしたいと思います。

ただ上限は何にしても設けることにはですね、なんと思っておりますので、どこまでできるかというのは、町の財政のこともありまじょうし、そこら辺はひとつ、極力お願いをするということしかないかなと思っております。

では次の質問に移らせていただきます。

2 番目、移動販売を含む在住者の支援について。現在、わが町の移動販売は、ローソンポプラをお願いをして週 1 回巡回していただいています。このローソンポプラの巡回車以外にも他の市町村からの移動販売車もあり、この移動販売車は魚・肉・野菜等ローソン車が積んでいない食品を積んでおいでのようです。私はこのように双方が町民の皆様に喜んでもらえているのであれば大変いいことだと思っていました。

そんな矢先、昨年 12 月移動販売車の谷・赤名地区担当の運転手さんが突然お亡くなりになり、移動販売車を動かすことができなくなりました。このため谷・赤名地区の皆様には大変不便をおかけしているわけですが、どこも人手不足の昨今、急に移動販売車に乗っていただける方があるわけもなく、いつまでこの状態が続くのかと心配しています。

そんな時、思いついたのが「地域おこし協力隊」の皆さんのことでした。それぞれ色々な希望で飯南町においでになる訳ですから、それらの方々がそのような業務を望んでおいでになるか否かはわかりません。しかし、そんな業務ができる方がおいでになるかもわかりません。そうなればいいなと思ったところでした。

ただし、行政がビジネスをするわけにはいかないので、お亡くなりになりました元の細田衆議院議長が提唱された「地域づくり事業協同組合制度」で、町内の困っていることを組み合わせて事業組合を作り、町も支援し町内全域の移動販売、農作業等を行うのも方法かと思うのです。

勿論お世話になったローソンさんのお立場もあることですから、きちんとした契約の元で運用することは必要と思います。

移動販売ばかりがいいとは思いません。買い物に連れて行ってあげれるよう車を動かす方法もあろうかと思えますし、事実、谷地域においては車両を運用されていると思います。しかし、町内の他地域ではできていません。方法はいろいろあると思いますが町内の高齢者のためにも、また他の地域からおいでになった皆様にも、是非いつまでもこの地域に住んでよかったと言っていただけの方法を検討いただければと思います。

町長のお考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、移動販売を含む、在住者支援、高齢者支援についてのご質問いただきました。議員からも紹介いただきましたが、町内では、移動販売車により、本当に様々な生活雑貨や食料品など販売されており、高齢者の方や車を使って移動することが困難な方から、大変喜ばれております。

まず議員からは、ローソンポプラさんの事例をご紹介いただきまして、昨年 12 月に移動販売車の運転者の方がお亡くなりになられまして、ローソンポプラさんが新たな運転手の確保に苦慮されていることについて、その解決策として、地域おこし協力隊や、地

域づくり事業協同組合、派遣制度ですが、この制度の活用ということでご提案いただきました。有効な解決策となる可能性もあるかもしれませんが、民間企業への支援となりますと、町としてのこの国の制度の活用に対する考え方など、整理する必要があります。

いずれにいたしましても、このローソンプラさんの意向が前提となるから、改めて、状況をお聞きし、以前のような、従前のような、サービスが可能かどうかも含めて、今後の対応を検討したいと思います。ローソンプラさんにもですね、お話ももちろん聞いておりまして、その運転手の方がおればもちろん再開できるわけですが、今なかなか見つからないという状況であります。

それで今回は、移動販売、この谷の自治会輸送の例もご紹介いただきまして、日常生活における高齢者支援といった視点からのご提案と受け止めました。

町はですね、新たな総合振興計画、令和7年度からの第3次の計画ですが、策定の参考とするため、昨年10月に、町民の皆様にアンケートの調査を実施しております。たくさんの方からご回答いただきました。

それで、飯南町の住みやすさについてお聞きしましたところ、多くの方が住みやすいと回答されていますが、住みにくいと答えた方が22.4%いらっしゃいました。その理由としましては、やはり日常の買物などが不便で生活しにくいと答えた方が49.2%。また、10年後の心配事として移動手段の確保と答えた方が23.1%ありました。高齢の方や車を使って移動することが困難な方にとっては、やはり日常生活を送る上で、買物が不便であることがこのアンケート調査からも伺えます。

本町の移動手段に関する支援として、デマンドバスの運行や外出支援タクシー、助成事業を行っておりまして、これらを利用することによって、不便さの解消にもつながることも考えられますが、やはり定期的にその利用状況であったり、利用者の声をお聞きする必要もあると考えております。

先ほど申しました新年度、新たな総合振興計画を策定していきますが、計画を策定する上で、今住んでいらっしゃいます町民の皆様が、安心してこのまちに暮らせるよう、いただいたご提案をしっかりと受け止めまして、今後の施策等を検討してまいります。以上です。

○4番（内藤 眞一） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤眞一議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

おはようございます。本日3月11日、13年前、東日本大震災が起きました。ちょうど13年前の本日、旧庁舎でありましたが、定例会の最中でありまして、一般質問をやった記憶があります。質問が終わって、1階へ降りたときに、テレビで津波の放映をしておりました。大変びっくりしたことを今でも覚えております。

今年は、突然ですね、正月気分が一遍に吹き飛びました。元日の午後4時10分、石川県を中心に、震度7の激震に見舞われたからであります。気象庁は、震源のマグニチュード7.6と発表しております。

発生から2か月経過しましたが、2月29日時点の死者241人、うち災害関連死は15人です。連絡のとれない安否不明者7名、住宅被害は7万5000棟を超えました。避難所には、今もなお1万4000人以上の方が身を寄せて、ホテルや旅館などへの2次避難者は、4,733人に及びます。

復旧の兆しは見えるものの、被災地では生活再建の見通しが立たない状況が続いております。お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。あわせて、1日も早い復旧と復興を願うものであります。

今回の地震は、私たちに多くのことを教えるきっかけになったとも思っております。日本海に突き出した半島という地形的な条件はあるものの、地震に対する構えが問われていると感じているところであります。この質問では、これまでの災害対策、地震対策でよいのか。これを地震災害を中心にお尋ねするとともに、今後に向けての警鐘になればと思っております。本町の地域防災計画の不断の見直しが必要との立場からの質問であります。

神戸大学名誉教授で、日本災害復興学会会長などを務められた室崎益輝（むろさきよしてる）先生が、新聞「赤旗」に記事を寄せられています。

それによりますと、石川県の地域防災計画の「地震災害対応編」が1990年から見直されていないことがわかります。その根本について、先生は「すぐには地震は来ない。」こう考えていた面があるとしておられます。

それでも能登半島で群発地震が起こりだし、それを踏まえて見直しを始めたものの、結果的には見直し前に地震が起きてしまったとしておられます。

今回、被災地は非常に混乱したわけですが、すぐに、より大きな地震を想定して見直していれば、被害の「想定」と「実際」の間にある乖離をもっと小さくできた可能性があるとしておられます。

本町の地域防災計画の発行は、令和4年3月と記されております。この防災計画の「地震災害対応編」は、県が想定して作成したものを基にしていると思います。まず最初に、県はいつの時点でこの計画を策定したのか、お尋ねをいたします。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員からは、防災計画についてのご質問ですが、前段に13年前発生しました東日本大震災、この1週間ずっとそうした報道がなされております。私も当時のことをですね鮮明に覚えております。議会中でありました。休憩で下におりたときといいますか議員控室で私、議会事務局のテレビだったかと思いますが、見たときに大変な映像が入ってまいりました。仙台空港での飛行機が流されておったりですね本当に、いろんな映像があったわけですが、本当に、そのことを今でも思い出しますし、大変な震災でありました。

今回の能登の地震におきましても、元旦の本当に家族団らん、1年のうちでいちばんこの楽しい時間、そうした時間帯を襲った地震でありました。本当に地震はいつ襲ってくるかわかりません。そうした中で、きちんとふだんから備えをしていく、こうしたことが大事であるということを改めて感じたところでございます。

それで地域防災計画、この令和4年3月発行のこの飯南町地域防災計画の「地震災害対応編」、これは県が策定したものをもとにして、いつ策定されたものかというご質問ですが、事務的な内容ですので、担当課長のほうからお答えさせていただきます。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村 剛） 番外。

県の地域防災計画がいつ策定されたものかのご質問をいただきましたが、事務的な内容ですので、防災担当の私から回答させていただきます。

令和4年3月に発行しました飯南町地域防災計画は、島根県が令和3年3月に改定した、島根県地域防災計画の内容を反映して作成した計画となっております。

なお、この令和3年3月に改定された島根県地域防災計画につきましては、国が令和2年5月に改定をした防災基本計画が反映された計画となっております。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

令和3年3月に改定されたという答弁だと思いますけれども、これをもとにして作成された本町の防災計画ですけども、この令和3年3月に県が改定して、その際、本町でも見直しされましたか。お答えください。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

先ほど防災危機管理室長のほうから答弁いたしました、飯南町の地域防災計画、令

和4年3月に発行しておりますが、県が令和3年3月に改定しておりますので、それで4年3月に改定しております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

見直したかって聞きましたのはですね、県が改定したのは3年の3月。本町が冊子にして出したのが、4年の3月でしょ。この間1年なんですよ。この間で、本町の実情に合わせた検討がされたにしていれば、非常に間が短いという気持ちで聞いたんですけども、きちんこの防災計画の中に、本町に置かれた状況、これを踏まえた上で県の防災計画は当てはめないと誤ったことになるわけですね。それはやっておりますか。もう1回お答えいただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

今のご質問は、県が令和3年3月に改定で、町が令和4年3月、この間1年間だと、短いのではないかとということで、もちろん県の計画、上位計画があって、それをベースになおす。それは飯南町のこの実態もですね盛り込んだ形での改定にしております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

変な質問するなと思っておられると思います。それはですね、私読んでみたけども、飯南町での例えばこの地震が起きたときの想定が書いてありますね。死者が何人。家屋倒壊何人。これが飯南町でこうだよってというのが載ってないんですよ。雲南地域ではっていうのはありました。

ですから、私は本当に飯南町の実情に則した計画になっているのかどうか。非常にこのところが疑問だったもんですから、先ほどのような質問になりました。

町長の答弁の中で、ちゃんと実情に即しとるということです。それを信用して、今後これからの質問していきたいと思います。

今回の能登半島地震、マグニチュード7.6であります。石川県は7.0を想定してました。当初の石川県の被害想定は、ごく局地的な災害で、災害度は低いとしています。被害想定を見ますと、死者7人、建物の全壊120棟、避難者2781人となっております。実際の被害と比べて、大幅に下回る予想をしていました。

本町の想定する地震の最大のものは、糸道湖南方断層地震及び大田市西南方断層の地震、マグニチュード7.3とされています。この想定で、大丈夫なんだろうという疑問なんです。

この石川県がかなり前に想定したもんですから、低いのがわかってますけども、これだけ地震が頻発しますとですね、心配せざるをえない。

実際に、鳥取西部地震ですね。あのときにはマグニチュード7.3を記録してます。

この前、2018年に4月9日に発生した島根県西部の地震。このときに、町内の角井では、予想震度は5でした。このときのマグニチュード6.1だったと思ってます。

ですからもっと想定を引上げてですね、これだけの地震が来ても耐えるんだという防災計画が必要だと思っていますが、どうでしょう。今の町長の考え、伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次いで議員からは、このたびの能登の地震も踏まえて想定し、震度、もう少し想定外というか、もっと大きな地震が発生することを想定する必要があるんじゃないかという質問であります。

繰り返しとなりますが、この地域防災計画は県が平成30年3月に調査結果をまとめたこの島根県地震津波被害想定調査を踏まえて、本町で想定する震度の地震の最大震度これ4と想定しております。

先ほど申されましたこの宍道湖南方断層地震、これと大田市の西南方断層地震、マグニチュード7.3で、飯南町の震度はいずれも4を想定しております。

もう一つ、島根半島沖合の断層地震、これがマグニチュード7.7ですが、この場合は飯南町の震度3から4ということで、いずれも飯南町の震度は4ということで最大震度想定されております。

ただ、三瓶、大田で起きたこの島根県西部地震においては、確かに被害はですね、この大田に近い、より近い角井のほうではですね、5ということで、被害も多かったと思います。道路の石垣が崩れたり、家屋のひび割れとか、そうしたこともございました。

それで、想定震度を引上げて対応するべきということが言われましたが、なかなか飯南町で、この数字をですね、勝手に勝手といいますか、想定することはなかなかできませんので、この地震の被害想定につきましては、島根県そして関係機関の調査資料を参考にしながら定めていくことになります。

本当に、今回の事例も踏まえてですが、大きな地震が発生しております。これまではですね、この大きな地震が少ない本町におきましても、いつ、大きな地震が発生するかわからないということはですね、改めて思ったところであります。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

すいません。県の調査内容をこっちで勝手に変えるわけにいきませんので、仕方があ

りませんけども、やはり県のほうにはね、きちんと、何年かに 1 回きちんと見直して、想定をね、引き上げるなり、想定外の地震が起きる可能性、今まで全部そうなんですよ。東日本大震災もそうだし、能登半島地震もそうだし、想定外なんです。それやっぱり県の方へ訴えて、県の今の状況の見直しをね、求めるべきだと思っています。

先ほど、想定外の状況の発生と言いましたけども、ちょっと私地域防災計画読んでも、読み取れなかったんですが、例えば、道路が徹底的に寸断されて、全く自動車が使えないときにどうするのか。あるいは、孤立集落が多数発生したと。これがすぐに解消できない。今やってますよね石川県で。こういうときにどうするのか。など、いろんなことが予測ができるんです。被害ですね。

それに対する対応っていうのが、この防災（聞き取り不能）という、全部ずーっと読んでないですけども、読み取れなかったんです。すごく厚いです 300 何ページありましたよね。

それから、自治体職員が被災する。こういうこともあります。

そうすると、直ちには対応できない。このことも考えておかなくてははいけません。

ふだんの何割かの職員しか、被災者対策できないと。対応ができない。支援ができない。

そういうことにもつながります。

そこら辺の準備もきちんとしておく必要があると考えています。

能登半島地震を受けてですね、すぐに、防災計画を見直し、これに着手した県があると言います。富山県は、国が調査した断層以外にも、県が独自に調査した断層が動いた。そういう場合も想定して、計画をつくっているそうであります。これ以外にも、年度を決めて、見直しに着手している。そういう自治体もあると聞きます。

ほかの地域の経験を踏まえ、一刻も早く見直しに着手、定期的な見直しの計画を持つ。

これが必要と考えます。所信をお尋ねします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

防災計画の見直し、逐次といいますか、地震についても、早く対応をですねせよということであります。

それで先ほども申しましたこの飯南町の今の地域防災計画、令和 4 年 3 月に関係法令や上位計画との整合を図った見直しを行いました。

それで、国においては令和 3 年度に発生した災害を踏まえて、防災計画の修正を令和 4 年 6 月に行っておりまして、県におきましても、防災に係る課題と対策を検討し、島根県地域防災計画の修正をはじめ、各種対策の強化を図っております。

このことから本町におきましても、災害対策基本法を初めとする各種の法令の改正並び

に、防災計画及び島根県、国の防災基本計画ですね、及びこの県の地域防災計画等、整合を図るため、昨年３月に計画の一部修正も行っております。これが直近の改正であります。昨年３月に計画の一部修正を行ったところです。

それで飯南町の地域防災計画、防災減災対策の基本となる計画であります。

関係法令や上位計画との整合や、町の情勢も勘案しながら、今後も適切に計画の見直しを行ってまいります。以上です。

○２番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） ２番、伊藤議員。

○２番（伊藤 好晴） はい。

答弁いただきました。ちょっとすいません。昨日から喉の調子が悪くてですね、がらがらになってしまい申し訳ないですけども、最後の、この質問の最後です。

避難訓練であります。1995 年、阪神大震災、１月 17 日、2011 年、東日本大震災、３月 11 日、そして今回の能登半島地震、１月 1 日に発生しています。

いずれもが、寒い時期の発生であります。能登半島地震の報道、毎日やってますけども、それを見ても、寒さの中で苛酷な避難生活が強いられています。避難所の防寒対策の遅れ、これが指摘されています。

共同通信が避難所の運営訓練について、調査を行っています。調査の対象は、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震で津波被害が想定される北海道から千葉県までの 108 市町村であります。その結果、冬に避難所の運営訓練を実施したことない自治体が、69%を占めることがわかりました。本町においては、冬季間の避難所運営訓練は、経験がないと思っています。厳しい冬の天候に見舞われる本町においては、重要な観点だと思っています。ただ、高齢人口の増加、これを勘案しますと、お年寄りにとって、大きい負担を強いることになります。

しかし、万が一の場合には、備えるべきであります。何とか工夫して、実行すべきと考えています。いざ被災いうときに、慌てることのないように、定期的に訓練を実施し、避難所に必要な対策を検証しておくべきと思います。きちんとした装備があれば、低体温症での死亡など、災害関連死を防ぐことにもつながると考えます。

厳しい内容になるかもしれませんが、「想定外」を未然に防止する、そういうことにつながると考えています。提案して所信を伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、避難所の運営訓練についての質問であります。

過去の地震がですね、いずれも寒い中、発生しているということで、そうした（聞き取り不能）での避難訓練ということでもあります。

本町におきましては、町全体での防災訓練、2年ごとに行っております。これは近年は出水期を迎える6月上旬に開催しております、これまで冬季間にこうした訓練を実施したことはございません。

議員からはこの冬季の避難所運営訓練を実施したことのない自治体ということで、108とおっしゃいますかね、調査の中で69%、約7割と説明がありました。今回の能登半島地震も、まさに真冬に発生した地震であります。

訓練時期につきましては、こうした教訓も踏まえまして考えたいと思います。それで、今回の被災地へは、所信表明のところで申しました本町の職員1名も、現地での被災家屋調査業務に従事して、帰町しております。それから本日、今日月曜日ですが、有限会社いおりのですね介護職員2名と、社長とですね3名でですね、福祉避難所の運営業務の支援に行かれます。これは厚労省からの要請で県を通して、紹介があってですね、それに手を挙げて、本日から1週間行かれます。3月に入りましたが、まだ寒い北陸地方であります。帰られた際にも、もちろん報告いただけることになっておりますので、この時期の避難所運営訓練の参考にさせていただきたいと思っております。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

やめようと思ってましたけども、やっぱりね、やってみないと、今の体制に不足することが、わからないと思うんですよ。だからそういう意味での提案ですのでね、今これから出張される町民の方いらっしゃるということです、ぜひとも詳しい話聞かれてですね、寒い時期にどうするか。これはもう、住民が、自分の体で覚えないと、なかなか実践できる話じゃないと思いますよ。ですから、頭の中で考えとっても、違う話になっていくんです。

今までのことでも、私1回避難、この前の豪雨のときに、保健センター避難しましたが、あのときにも、提起しました。保健センターの前が、川になるんですよ。

この水何とかしないとイケんよ。という話をしたんですけども、それはそれまでそうでなかった。保健センターの前が川になる話は、それまでなかったんです。

ですから、急遽土のうを持込み、たまたま中に入らなかったからよかったですけども、そういうことが起こりますので、特に冬は、動きが鈍い。そういう中ですので、ぜひともですね、そういう避難場の訓練は、最低でも1回は、やる必要があると思うんですが、いかがですか。もう1回答弁をお願いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

再質問ということで、ぜひ1回はやってみるべきということであります。

もちろん、議員からもございました高齢者の方のそうした移動に当たりましては、リスクも伴いますし、大変な訓練にはなろうかと思えます。

ただ、有事のときにはですね本当に体験して経験しておかないとなかなか対応できないということは、そのとおりであります。で、その町全体でこれに取り組むのか、ちょっと、部分的とかですね、分けて行うのか、その辺のちょっと工夫をも必要かと思っております。検討した上で対応してまいりたいと考えております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

経験を積んだ上での話ですので、ぜひとも、検討していただきたい。一部の何かをやっても、教訓は得られると思うんです。それをもとにして考えていけばいいわけで、ぜひともお願いしたいと思えます。

次の質問に移りたいんですが、同様に災害も関わった話になります。学校の体育館への空調設備の設置であります。

昨年の夏、平均気温が1898年の統計開始以来、最高を記録しました。これ全国の平均であります。そういう中ですので、学校体育館へのエアコンの設置、改めて課題になっていると思えます。

さらに、頻発する豪雨災害、あるいは地震による被害、島根県においては、原発被害も想定されます。そういう中で、学校の体育館、これは、災害時の指定避難所としても使用されることがあるというふうに私は考えています。そういう面から見ても、空調設備の設置が急がれると思っておりますがいかがでしょうか。

自治体が設置する場合の、どういう条件があるか調べてみました。国からの財政支援には、文科省の学校施設環境改善交付金、総務省の緊急防災減災事業債が目にとまりました。学校施設環境改善交付金、プラス地方債で事業を行った場合、文科省の学校施設環境改善交付金は、学校体育館の空調設備、設置経費の2分の1を補助する事業です。通常3分の1ですが、遅れている体育館の空調は、2023年度から3年間に限り補助率を上げています。文科省は、交付に際し、断熱要件があるが、断熱率などの基準は、特に設けていない。としています。

対象は公立の小中学校、特別支援学校、幼稚園などで、工事費の下限、400万円、上限7000万円となっています。補助率は、先ほど申し上げましたように、体育館の空調の場合2分の1であります。ただし、2025年度までであります。

さらに、防災減災国土強靱化緊急対策事業債を地方負担分に充てることができるとしています。

防災減災国土強靱化緊急対策事業債を併用する場合を考えてみます。

防災減災国土強靱化緊急対策事業債の工事内容は、空調、冷暖房設備の設置、工事を行う新設法人の経費とされています。リース契約は対象外であります。ただし、断熱性が

あることを要件にしています。

ただ、断熱性確保のための工事費用も、補助対象に含むことができます。2つの補助事業を併用すれば、負担を事業費の25%に抑えることが可能と考えられます。ぜひとも検討していただきたいと思います、提案をいたします。所信を伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、学校体育館、避難所ということで空調設備等の整備のご提案でございます。

先ほど想定外の対応に備えたこの防災計画の見直しについてもご質問いただきましたが、本当に、近年災害級と言われる猛暑、夏の猛暑ですね。それから、今回の能登半島地震のような冬の厳しい寒さの中での避難所生活など、災害時における安心、安全安心な避難所の確保は大きな課題であります。

現在、飯南町地域防災計画で指定している避難所の中で、学校施設におきましては、赤名小学校と赤来中学校、そして来島小学校の3か所、それから社会体育施設、これは小田体育館と志々のトレーニングセンターの2か所を指定されております。体育館類が5か所ということであります。

今回質問いただきましたので、島根県下の市町村の学校体育館へのこのエアコン設置状況調査しましたところ、整備済みは西ノ島町、そして川本町の2つの町でありました。県下でも、なかなか整備が進まない背景にはですね、この体育館とやはり広い空間の温度を管理する設備であるため、体育館の、先ほど議員もおっしゃいました断熱改修ですね、断熱化改修、セットで施工することが補助の対象要件であります。補助事業を活用してもやはり事業費はですね大規模となる事情もございます。文科省がですね、この体育館の断熱性確保による電気代削減効果について試算を示しております。

一般的に体育館の空調設備した場合は2600万円。一方でですね断熱性の確保、こちらの工事のほうがですね、4000万円ということで、多額の費用がかかりまして、あわせて6600万円の事業費、先ほど、上限7000万の事業費が対象ということでございましたが、この断熱性を確保すれば、電気料、ランニングのほうですね、削減の効果もあります。

このように一定の電気料の削減効果期待できますが、仮に本町でこの避難所にしております体育館5か所に空調を整備すると、3億3000万円。これは全体の事業費であります。それで現時点でこの学校体育館への空調設備につきまして、今すぐにはもうちょっと難しいと考えますが、私も先般の卒業式に、これは頓原中学校のほうに出かけました。

体育館の構造について割と機密性がですね、高い感じがしました。

ただその断熱性を高める、そのことはですね、工事をするにできると思いますが、天井も高くてですねなかなか、熱効率の部分で難しい問題があるといえますか、そういったところを感じたところでございます。

それで、県によりますと空調設備を導入することは高額なわけですから、スポットクーラーであったりファンヒーターなど、必要なときにその部分的に温度管理している事例もあるようですので、こうした事例も参考にしながら災害時に、この避難所となる体育館の温度管理につきまして、検討してみたいと考えます。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

なかなか財政的な困難さも手伝って難しい着手だと思います。私は、いろいろやり方があると思ってまして、さっき言われましたように、今県内で2町ですか。実際に体育館に空調設備取付けてるとこね。全国でも、非常に極めて少ないから、文科省、今回、こういう事業導入をしたと思うんです。ですから、これがすぐに終わらないという、これも私の希望的観測ですけども、思ってるんです。

それで何年も続くかしらんということを考えれば、1か所ずつやっていきたいということも考えることかなと思ってますので、そういうこともあわせて考えていただきたいと思います。

特にですね、今松江もたいへん議論がされてますけども、島根原発、大がかりに被災した場合に1600人ですよ。飯南町へ大野町から避難してこられる方。受入れできます。それが、この前訓練してますけども、訓練に参加する人は、住民の中のわずかの人なんです。いざとなれば、どっと来ますからね。それは頭に入れて検討していただきたいというふうに思います。もし、何かあれば、所信を伺いますけどもいかがですか。なかったらいいですけど。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

今の体育館の空調の設備の整備について、今、有利な補助事業、文科省の補助事業に加えて、起債ですね、交付税もバックもある、緊急減災防災事業債、そうしたのを併用すれば有利であるから、1か所ずつでも設置してはどうかということもございました。それから原発で実際1600人、大野町から避難されるわけですが、1600人を実際にイメージすると、バス40人乗って40台というような数字ですからそれは大変な数だと思います。それを、受け入れるのは主に体育館になるわけですが、それがいつになるかわからないということももちろんあります。

この時期ですよ、わからないというのは。そういったことも想定されます。

先ほども言いましたが、この災害時に避難所となる体育館、この温度管理について、どういったことが一番有効なのか、経費のことも踏まえて、それから設置しますと、それはずっと、また更新も出てきますし、そうしたところも踏まえてですね、総合的に考え

たいと思います。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

答弁いただきました。頑張ってやっていただきたいと思います。これ国がそういう事業やってますけども、県がまだ何もしてないですよ。やっぱり島根県にも、ちゃんと補助事業をつくってよという働きかけ。これは町村会でも結構ですけども、ぜひともお願いしておきたいと思います。これ答弁結構です。

時間おしてますので次の質問に行きます。食品衛生法改正の問題でございます。先ほど同僚議員が、同様の質問内容を行っております。重複するところが多々あると思いますけれども、真摯なご答弁をお願いしたいと思ってます。

二月ほど前だったと思います。「これが施行されると困る事業者が多いと思うよ」という声がありました。よく聞いてみますと、食品衛生法改正のことでありました。

これは、食品会社の製造した浅漬けが原因の集団食中毒の発生があった。これを受けて、2021年6月に、改正食品衛生法が施行されております。

この法改正では、営業許可業種に、漬物製造業が加えられました。漬物を製造販売するには、保健所の許可が必要になっています。

さらに、ハッサブと呼ばれる厳格な衛生管理手法に沿った製造施設の整備が求められています。法適用までの経過措置、本年5月31日であります。6月から、経過措置はございません。

いろいろ調査しましたが、つかみ切れませんでしたので、質問の1番に、漬物製造業者、何人ありますかということで質問、通告しておりますけれども、先ほどJAの調べで36名ということですので、この答弁は結構でございます。

この法改正によって、施行前から製造しています個人農家にも適用されて、国が定めた衛生基準を満たす必要があります。要件は7点であります。

- ①製造場所や保管場所を仕切る。
- ②手洗い場の給水栓は、洗浄後の手指の再汚染を防ぐ構造にする。手を触れないよう蛇口のハンドルを、回転式からセンサー式かレバー式に交換しなくてはなりません。
- ③材料の洗浄設備と器具の洗浄設備を確保すること。
- ④温度計を内蔵または外付けにした冷蔵・冷凍設備にすること。
- ⑤包装専用設備、包む包装専用設備、漬け桶の保管場所の確保。
- ⑥床や壁は水が染みないよう、不浸透性材質にすること。
- ⑦施設には換気扇・照明設備・網戸付きの窓を備えること。

この7点であります。

特に個人でやってる農家の人には、非常に高いハードルであります。法律ができて、年数経ってますけども、この法改正の周知はどのようになっていますか。

町としてこうなるよと、そのための対策、周知されましたか。まずこれをお尋ねします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

最初に、製造販売する企業個人の数については、先ほど 6 番議員に答弁したのでいいということでしたが、ちょっと内訳がありますので、説明します。

これは 36 件のうち頓原地域が 21 件、赤来地域が 15 件であります。計 36 件。これ個人でして、いずれも。企業はゼロであります。

それで議員からはこの食品衛生法改正の周知についてということで、町、何かされましたかというご質問であります。

この令和 3 年 6 月の食品衛生法の改正施行前、この令和 2 年 11 月頃、この雲南保健所及び、県の東部農林水産振興センター、雲南事務所から雲南管内の漬物製造業者 1154 施設に対し、書面通知により、注意喚起がされておりました、その後個別に相談会や周知を行っておられます。

それから最近ですが、令和 4 年 10 月頃に、これは雲南管内において、J A と雲南保健所の合同で、漬物製造販売をされる方を対象に、営業許可業種への移行についての説明会が実施されております。これは 67 名の全体で参加がありまして、本町からは 6 名の参加と聞いております。

これらの県による周知の動きがありまして、食品衛生法の法改正については町からの周知活動は特に行っておりません。

来月には来島交流センターにおきまして、J A 及び雲南保健所の主催で、町内の方限定の加工食品に係る衛生講習会、開催される予定であると聞いておりますが、その中で、営業許可業種となった漬物製造販売業における施設整備等の説明もあるようですので、そうした販売を継続されたい、したい方は、説明会に参加されると思っております。

町としましては、この情報状況などを把握し、相談があった際に、保健所や、県の東部農林振興センター、雲南事務所、つないだり、資料も提供させてもらったり、関係機関と一緒にあって取り組んでまいりたいと考えております。

○2 番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員。

○2 番（伊藤 好晴） はい。

答弁いただきました。36 件の内訳ありがとうございます。

一つですね、周知ですけども、本当に出荷しておられるところまで、講習会なり説明会なりの案内が、届いているかどうか。ちょっとここら辺が私はわかりませんけども、ぜひとも確認をしていただきたい。知らなかったで済まないわけですから、産直市、ぶなの里とぼたんの郷、町内には 2 つありますけれども、それ以外にも 100 円市場が、あち

らこちらにあります。青空市ですね。そういうところはきちんと習熟されてるだろうかというふうに思っております。私知ってる限りでも長谷に1件、角井に1件あります。そういうところはどうなってますかね。ぜひともですね、調査をしていただいて、この漬物を作っている人全員に、この法律の改正が届くように、配慮をお願いしていきたいと思います。これは、やっただけしているかどうか、お答えをいただきたいと思います。いかがですか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員からはですね、製造をされている方へきちんとその趣旨が届いているのか、また、産直以外の、そうした漬物を販売されておる100円市、確かにございますが、そうしたところまで、この趣旨が届いてないのではないかということで、しっかりとせよということであります。

このことについては、調べまして、そういうところに届いておらない場合は、早急にこの情報を周知したいと思います。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

最後になります。今回の法改正の中身は、先ほども申しましたように、非常に厳しい面を持っていると思っています。

それで、秋田県横手市の対応をちょっと調べてみました。いぶりがっこで有名なところですけども、秋田県が補助制度を設けていました。それに、市が追加助成し、改修整備費の最大2分の1まで、助成が受けられるようにしているようです。限度額は1000万円でした。

そういうことですね、同僚議員も要求しましたけれども、町として、法改正に対応する相談員の配置、お願いしたい。それから、施設改修や機械導入に対する補助制度、ぜひとも設けてほしいという、私からの要求であります。お考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

法改正に対するその相談員の配置、また、施設改修機械導入に対する補助制度を設けるべきというご質問であります。

4番議員のほうへ、内藤議員のほうの質問にもお答えした部分もありますが、まず法改正に対する相談員の配置についてです。

先ほどの答弁で県の保健所などがこの説明会を行っているとおっしゃいましたが、雲南保健所の講師派遣制度を活用した講習会を開催したり、それから、当然そうした機関は相談窓口になっておりますので、そこへおつながりしたりですね、連携を図ることでこの法改正に係る相談対応を行ってまいりたいと考えております。

だから、専任の相談員ということはちょっと難しいわけですが、そうした機関にきちんとつないでいくということでもあります。

次に施設改修に対するこの補助制度、先ほども答弁いたしました。

今後どの程度の方が自己負担で施設整備をしてでも、継続または新規で漬物製造を行われる意思があるのか、またそうした方々の施設整備の規模、当然家庭での漬物製造ですからそこまで大規模ではないと思いますが、これ至急把握しまして、支援制度の創設も含めまして検討してまいりたいと思っております。

ちなみに先ほど、4番議員にお答えしました、雲南市のこの補助金があるということをおっしゃいましたが、雲南市はですね今補助経費の3分の1ということで、上限、補助金額が30万という制度を持っておられます。

先ほど議員が秋田県の事例を申されましたが、これは県でですね、大規模なそうした設備に対しての上限1000万の事業かと思っております。そこへ町も上乗せして2分の1ということですが、皆さんの場合は単独での、これは助成ですので、家庭での若干の水回りとか、部屋を仕切るとか、そういう部分の改修に対しての助成かと思われます。

以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

時間がもうなくなってきましたので、答弁頂きましたけど、36件はつかんだ事業者があるということですので、まず、36人の方、続ける意思があるかないか。これは、確認してください。これは町が責任持ってやってください。

それで、もしあって、要望が出てくれば、それにこたえて、何か行って何が出るか分かりませんが、行っていただきたいなと思っております。

補助制度もですね、やっぱり今秋田県なんかも1000万の事業費でね。というのかないう。大がかりなもので、多分いぶりがっこなんかは、相当大きな会社がつくってるのではないかと思います。

そういうところが対応しようと思ったら、お金かかるわけですね。

ですが、島根県がやらないっていうことはね、やっぱり、一つ問題だと思うんですよ。そういうところへ、手が届かないから、こんなこと言うと、また怒られるかもしれませんが、人口はどんどん減っていく要因の一つに、そういう考え方があるんじゃないかなと。住民に寄り添って、住民が要求していることを、応えていくということが、必要と思っておりますので、ぜひとも県にですね、ここに手を入れよと、手をかけてよという

ことを、お伝えいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

これを伺って質問を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

補助制度について、県のほうも、島根県の場合ですが、しっかりと対応すべきというところで、町のほうからもそのことを伝えてほしいということでもあります。

県のほうにも当然、この動きはですね、承知しておられまして何らかの動きとか、お考えもあろうかと思えます。

そうしたことも確認した上で、県としてどう対応されるのか、まずは確認いたしまして、町としての需要もお伝えしながらよりよいこの産直市の漬物というのはですね、魅力でもありますので、それがなくなっていくのは非常に寂しいものがあります。

そのことはですね、ちょっと県とよく話したいと思っております。

それからさっきの 1000 万の話ですが、飯南町の加工所で漬物塩蔵品がなくなっております。このことにつきましても、もちろん経営的な問題もあるかと思いますがやはりハサップで、大規模な施設改修を伴うその設備投資が J A として困難だということで判断されて、塩蔵品からは撤退されております。

そうしたところもこういうような、制度があればですね案外どうだったかなというのはわかりません。

そうした中で、課題としてとらえて、しっかりと対応してまいりたいと思えます。

以上です。

○2 番（伊藤 好晴） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤好晴議員の質問は終わりました。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。

本会議の再開は、10 時 50 分といたします。

午前 10 時 38 分休憩

.....
午前 10 時 50 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開します。一般質問を続けます。

9 番、平石玲児議員。

○9 番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石玲児議員。

○9 番（平石 玲児） はい。9 番。

おはようございます。それでは、初めに北陸能登半島地方で1月元旦に発生した地震により、お亡くなりになられた方、深い哀悼の意をささげます。また、被災された方々や、今も避難所にいらっしゃる方々に、心からお見舞いを申し上げます。

ちょうど、13年前の本日は、東日本大震災の日です。29年前の1月17日、阪神淡路大震災、この2つの地震、直接私は見て悲惨さ、光景をですね、今でも心の中にフラッシュバックし、心が痛むところでございます。被災された方々に、1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

そして、この災害発生、救助活動などに尽力されている自治体やボランティア、消防、警察、自衛隊など関係者の皆様に、深い敬意を表します。

それでは、初めに、防災訓練の共同開催や、防衛施設、訓練場、防衛協力会について質問をいたします。

このたびの地震は、今後予想されている首都直下型地震や南海トラフ地震の予兆と言ってもいいのかもしれませんが。飯南町では昨年、水災害の訓練が実施されました。能登半島においては、地形上から道路が土砂崩れ等で寸断し、孤立した地区がありました。今回の地震や昨年の訓練から、非常時の通信手段や、備蓄の重要性が再確認されました。

今回の災害において、報道では、自衛隊の活動が取上げられています。このような大規模で、広範囲な災害では、自衛隊への災害派遣要請が常に行われます。日常的に自衛隊との合同訓練が重要であると考えますが、いかがでしょうか。

島根県に駐屯する自衛隊の警備、担任区域は、13偵察隊です。以前に、駐屯地司令に、防災訓練の実施の可能性を問合せたところ、飯南町の規模では、訓練の成果が期待できないとの回答をいただきました。災害は特定の地域で発生することは少なく、広範囲にわたることが多いと考えます。したがって、近隣の市町や警察、消防、自衛隊などの合同訓練の計画が考えられるのではないのでしょうか。

次に、自衛隊の防衛施設や訓練場についてです。

ロシアのウクライナへの軍事侵攻を受けて、日本でも、防衛力の整備の必要性が浮き彫りとなりました。

ウクライナが自国の軍事力を充実させていた場合、あるいは、EUやNATOに加盟していた場合、今回のような軍事侵攻が防がれた可能性があるかとされています。

日本周辺の世界情勢は、複雑で危険な状況であり、国会では、防衛予算についても議論されています。南西諸島や沖縄県における防衛施設の集中が、議論の焦点となっていますが、これに関しては、全国的な負担の分担が重視されています。防衛施設の建設には、地域住民の理解が必要です。自治体では、防衛施設の誘致に積極的に取り組み、地域振興施策の一環として、位置づけています。

島根県には、自衛隊の訓練場がありませんが、山口県にはむつみ演習場、広島県には原村演習場、岡山県には日本原演習場、鳥取県には日航演習場があります。

これらの演習場には、覆道射撃場も併設されており、訓練の場として活用されています。

しかし、出雲駐屯地には、このような施設がなく、訓練を行うために他県へ移動する必要があります。実際、出雲駐屯地にある施設課は、建設機械や土木技術を活かして、道路や橋の建設、修復などの任務を担当しています。過去には、頓原町時代に、土木技術の錬成のために、敷地造成工事を行い、その経験を活かしています。

さらに、災害派遣にも活用されるボートの運行や、橋が落ちた場合の応急橋の仮設の訓練が行われていますが、訓練場所の不足から、十分な訓練ができないという問題があります。

そのため、頓原町時代には、来島ダムの湖が、訓練場所として検討されましたが、実現には至りませんでした。しかし、近年になって、志津見ダムが完成し、訓練にできる可能性があります。

防衛施設誘致により地域経済や雇用に大きな影響があり、交付金や地方交付税の増額も期待されます。

わが町も、国や防衛施設局に働きかけ、地域の発展と安全を両立させるために、防災訓練の共同開催や、(聞き取り不能) 訓練場の提供などを行うべきです。

時間はかかるかもしれませんが、地域住民の理解を得て、財政的に厳しい状況下から、誘致を進めていくことが重要と考えます。

次に、地域振興のための防衛協力会設立についてです。

防災、災害対処訓練では、自衛隊と地域住民との連携が不可欠です。防衛協力会は、地域住民と自衛隊、行政とのパイプ役となり、防災訓練や、施設整備に関する情報を提供し、地域の発展と安全を両立させる役割を果たしています。島根県では、既に防衛協力会が松江市と安来市そして出雲市などで、活動しています。

これに加えて、雲南市にも防衛協力会の設立が提案されています。

わが町もこれに参画して、広域連携を強化することが重要と考えます。

また、さきにも述べましたが、地域経済や雇用にも大きな影響を与えることから、防衛協力会の設立や活動は、地域振興の一環としても位置づけられると考えます。

町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員から3点の質問をいただきました。一つずつ、答弁させていただきます。

まず、防災訓練、そしてこの共同開催、合同訓練についての質問であります。

大規模災害が発生し、単独では対処することが困難な事態となった場合には、町は知事に対して、人命または財産保護のため、自衛隊災害派遣要請をする手続きをとる必要があります。このため町は自衛隊の効率かつ迅速な災害派遣要請及びその受入れ体制を整

える必要があります。

議員からは、大規模災害に備えて、日常的に自衛隊との合同訓練が必要であり、近隣の市町や警察、消防、自衛隊などとの合同訓練を計画してはとのご意見をいただきました。自衛隊との合同訓練につきましては、島根県では島根県総合防災訓練が開催されておまして、今年度は10月に、去年になりますが、安来市において、これは安来市を中心に消防自衛隊警察など、約50の団体と地域の住民が参加されまして、様々な車両や航空機などによる人命救助を想定した訓練や、衛星携帯電話の通話体験、そして災害対策諸商品の展示など、様々な体験や展示が行われました。

この総合防災訓練ですが、毎年、県内で行われております。過去には雲南市内でも、これ木次ですね、旧の。開催されております。

総合防災訓練は、自衛隊を初め多くの関係機関が参加し、定期的に行われることから、町としては、近隣で防災訓練が開催される際にはぜひとも参加し、関係機関との連携を深めていきたいと考えています。

次に、自衛隊の施設とかですね、訓練場の提供、町内にということ誘致したらどうかというご質問であります。

演習場の建設につきましては、この防衛省の施設を管轄する部署へ問合せたといいますか、問い合わせさせていただいたんですが、中国地方においては、演習場が不足しております。先ほど議員から説明がありました島根県に訓練場はないということで、出雲駐屯地も訓練場に苦慮されていることはご指摘のとおりであります。

それで、演習場は、実際にその隊員が常駐をされることはなくてですね、その演習の際に来られるわけですが、地域経済への波及効果どこまであるか、これもちょっとわかりませんが、限定的ではないかと思えます。

期待される交付税のところですが、固定資産税、こうした減収分が基本は交付されますので、演習場としての加算があるにしても、なかなかその期待されるような財政的なメリット、限定的かと思っております。

一方で騒音であつたり、交通への影響など、問題も懸念されまして、何よりもこの地元あとちょっと最初の冒頭のところで、非常時の通信手段の確保という住民の理解が必要であります。

実際に防衛省のほうの答えとしては、まず、自治体からそういう、依頼といいますか要望もあつて、演習場ができたというような事例もあるようですが、何よりもその地元の方の理解、まずこれがあつてだそうですので、そこが大事じゃないかと思っております。

この施設の誘致に当たっては、建設した場合のメリットデメリット、様々な観点から、時間をかけて検討していく必要があります。今ここで誘致を進めていくということは、私からは言えないと思っております。

それで最後のご質問です。

この防衛協力隊の設立についてのご質問であります。

これは昨年 12 月議会において、6 番議員からも、この雲南市、奥出雲町と連携した雲南圏域の防衛協力隊の設立について、提案があったところであります。

そのとき、議員も言われました防衛協力隊は、地域住民と自治体のパイプ役となり、地域振興を含めた活動や防災訓練や施設整備の情報提供などにより、地域の発展と安全を両立させる役割があると承知しております。

それで既にその防衛協力会がですね、ある自治体では市中パレードだったりコンサート装備品の展示など、地域振興となる取組がなされておりました、防衛協力会は自衛隊との連携を深めていく手段の一つとして、有効であるものと思っております。

現在この雲南市での防衛協力会の設立についての提案がされているとのことですが、昨年 11 月には、民間の有志の皆様によりまして、この組織立ち上げのための勉強会が開催されたと伺っております。

防衛協力会につきましては、県内の状況や、活動の趣旨から、民間のほうがですね、主体となった取組となっておりますが、町といたしましても、この雲南圏域での連携について、既に協力会が設置されております自治体の取組状況も参考にしながら、協力できる部分について、取り組んでいきたいと思っております。ちなみに奥出雲町につきましては、現在のところ動きがないと聞いております。以上です。

○9 番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石議員。

○9 番（平石 玲児） はい。

頓原町、旧頓原町時代ですね、自衛隊が来て、造成工事をして、地域の皆様にですね、見ていただいて、自衛隊の活動というのですね。見ていただけてると思うんです。

やはり、自衛隊というのは、身近にいたくちやいけないなと私は感じてます。

そういったことから、施設の誘致というのは大変難しいものだというふうには感じておりますが、せめて訓練とかですね、そういったところを見ていただいて、身近に感じていただいて、自衛隊がおれば安心だなというようなところをですね、今後また求めていっていただきたいと思っております。

ところで言うておりました。先日の町長の所信表明のところに、ときに私もちょっと所信表明じゃないですが質問いたしましたけども、昨年の防災訓練のときに、問題事項として教訓事項として通信施設、対策本部の通信容量についてということであったと思っております。

今回もああやって避難所とかの通信とか、そういうのが途切れたということが大変、問題になっておりました。

そういったところで、町としてこの通信設備ですね、通信容量、手段、これが、まだ整っていないということをお聞きしました。

そのことについて、町長は今後どのようにされるか、お伺いしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 暫時休憩します。

午前 11 時 10 分休憩

午前 11 時 13 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開します。答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

再質問といいますが、議員から、最初の共同訓練のところで、私のほうから衛星携帯電話の通信体験ということも申しましたので、その部分で、町の通信施設整備の課題、町としてそういうことができてないということでご指摘いただきました。

今回の、当初予算の説明のときにですね、これ本会議でも質問があつてこの衛星の携帯電話ですが、このことについて、購入する予算もですね計上しておりますが、今のところ、なかなか優先順位があつてですね、台数が限られておるようで、すぐには導入できない実情がありますが、これにつきましては、非常時のですね、通信手段として重要な設備ですので、町としては、早く導入できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○9 番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石議員。

○9 番（平石 玲児） はい。

失礼いたしました。通信設備というのはですね、情報収集、これは対策本部とか、そういうところで活動するために大変不可欠なんです。

これが滞ったことによって、被害ですね、拡大してしまったと。いうことも、なきにしもあらずということもありますので、早急にこの機材の整備ということをお願いしたいと思います。

それでは次の質問に入ります。

飯南町脱炭素のまち推進計画についてお伺いします。再生エネルギーの中でも、太陽光発電や風力発電は、天候や季節、昼夜の時間帯によって、出力が変動し、電力を必要とする時間帯や量に対応できないというデメリットがあります。

そのため、エネルギーの安定調達に課題が残ります。例えば、太陽光発電は晴天時には最も効率的に発電しますが、曇りや雨の日は、出力が大きく低下します。

また、風力発電は、風の吹き方や強さによって、発電量が変動します。

一方、バイオマスについては、地域の林業や農業の副産物を利用できることから、地域エネルギーの需給に貢献する可能性があります。

しかし、日本で事業が行われている大規模なバイオマス発電は、原料の大半を海外か

ら導入しており、安定調達や持続可能な原料供給に配慮する必要があります。

さらに、災害の危険のある場所に、再生可能エネルギー施設が設置されることが懸念されています。例えば、静岡県熱海市の土石流災害では、災害発生の危険のある場所に発電設備が設置されたことが問題となりました。また、奈良県では、古墳のある場所へメガソーラー発電設備の設置が取上げられました。これらの事例からも、再生可能エネルギーの設備の設置場所には慎重な検討が必要です。

日本の限られた土地で、再エネ電源を導入していくには、地域住民の理解や、規律を持った電源開発・推進をしていく必要があります。地域の安全性や景観を考慮しながら、再生可能エネルギー発電設備に、抑制的な条例を制定することが考えられますが、いかがでしょうか。

飯南町では、薪ストーブや太陽光発電、太陽熱利用などの導入に補助金を提供しています。薪ストーブの導入については、エネルギー源としての利用は、確かに魅力的です。薪ストーブは、炎の美しさや温かさを提供し、木材の燃焼は二酸化炭素の排出量がプラスマイナスゼロになるため、環境にも優しいとされています。

しかし、薪の調達や保管場所の確保など、導入には様々な課題があります。例えば、薪の価格は、1立方メートル当たり1万5,000円から2万円とされており、一般的な家庭で冬季に使う薪の量によっては、数十万円の費用がかかる場合もあります。薪ストーブの導入には、設置費、燃料費やスペースなどの問題があり、普及が難しいのではないのでしょうか。

今後注目されているのは、太陽光発電設備と蓄電池設備の併用です。太陽光発電での電力を蓄電池にため、昼夜間に蓄えた電力を家庭で使用方法で、地産地消とも言えます。そして、次世代の自動車とされている電気自動車や、プラグインハイブリッド車は、V2H、V2Bの設備により、蓄電池の代わりにもなります。蓄電池設備の補助金は県単位で提供されていますが、町も今後、新エネルギーの検討の中で、蓄電池に重点を置くべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、飯南町脱炭素のまち推進計画についてご質問いただきました。

今定例会の所信表明でも申し上げましたが、新年度の重点的施策の一つとして、脱炭素の実現に向けた取組を掲げており、本年1月には飯南町脱炭素のまち推進計画を策定し、先月、その概要版を町民の皆様にも配布させていただいたところであります。

また先月27日には、みんなの広場来島交流センターを会場に脱炭素のまちづくり講演会を開催しております。多くの方にご参加いただきましたし、議員の方にもご出席いただいたところでございます。

この講演会は、今月の 30 日と 31 日にケーブルテレビで、講演の葭矢（よしや）先生です。エコサポしまねの。講演されましたが、その内容が放映されます。

町ですね、いろんな施策についても、産業振興課だったり住民課、建設課のほうから説明しておりますので、そうした内容お越しいただけなかった方も、ぜひご覧いただきたいと思います。今月の 30 日と 31 日であります。

さて質問の中で再生可能エネルギー発電設備への、抑制的な条例制定ということでご提案いただきました。

近年、県内の自治体におきましても、この風力発電施設や、メガソーラーと言われるような大規模な太陽光発電施設がですね整備されております。

本町におきましても、町内に 2 か所、民間事業者によりまして大規模な太陽光発電施設が設置されております。

太陽光や、風・水を活用した再生可能エネルギーの取組は、脱炭素のまちを進める上では、選択肢とももちろんなるのでは考えておりますが、約 90%を森林で囲まれた本町の豊かな自然や景観を大きく破壊するような行為はやはり避けるべきでありまして、一定のルールづくりも必要、検討していく必要があるかもしれません。

それで、現在の県内ではですね、この条例制定ではなくガイドラインを整備されている自治体はあると聞いております。

条例制定している自治体は県内ではないと、今、伺っておりますので、このことについては慎重に判断しながら考えたいと思います。

それで、次、議員からは、この太陽光発電設備と蓄電池の併用、このことが一番有効ではないかということで、新エネルギーにおいてこの蓄電池を重点に置くべきとのご意見であります。

本町におきましては、本年度の事業といたしまして、公共施設への太陽光発電設備等の導入可能調査を実施しており、有効と思われる公共施設には、今後、太陽光発電設備を設置したいと考えております。

このことについては、計画のところで議員の皆様にも説明しておりますが、屋根であったり、屋根に載せることが不可能な場合は、垂直型ということで、そうした対応を考えております。

それで蓄電池につきましては、現時点では金額が高い、これはご承知だと思いますが、今回の調査では、この費用対効果の面から、検討内容には含めておりませんでした。やはり電気代の抑制や、災害発生時の電気確保の上でも有効であることは認識しておりますので、追加で検討したいと考えております。

また議員からは、この再生可能エネルギーのメリットやデメリットを紹介いただきました。本町としてどのように進めていくのか、慎重に検討したいと考えておりますが、町民の皆様や、一緒に取り組んでいただきやすいのは太陽光ではないかと考えております。

ただ太陽光もですね、一時期はかなり設置も進みましたが、現在はあまり設置が行われてないのが実態であります。

それで、議員からございますこの電気自動車やプラグインハイブリッド車を蓄電池のかわりに使い、個人の建物や事業所、公共施設の電力として供給するV2HやV2Bと言われる設備は、太陽光で発電した電力を蓄えて、昼に蓄えて、夜間に利用することができることから効率的な仕組みではありますが、例えばその所有する、電気自動車を所有した場合、日中にそこを使用することが多い場合など、そこにずっと家に置いてあればいいんですが、やはり使用しますので、電気自動車等の使用状況であったり、個人の生活状況によっては自動車を利用する、あまりメリットがない場合もあるかと思います。

ただ、この電気自動車とか蓄電池、今後性能がますます向上していくと思われます。個人の生活に応じた様々な省エネ施策と組み合わせることで、脱炭素に取り組ながら、暮らしの豊かさにつなげていけるのではないかと考えております。

まとめとなりますが、今後、国の重点対策加速化事業、こうした国の交付金などを活用し、町民の皆様も一緒にこの脱炭素の取組が推進していけるよう、有効な仕組みづくりや、財源の確保等に向けた検討を進めておりまして、その中におきましてこの蓄電池の活用や普及促進についての支援策も考えてまいりたいと考えてところでございます。以上です。

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） はい。

ぜひとも太陽光発電と蓄電池ということでセットで考えていただいて、災害発生時に限らずですね、日常的に使える設備というのを今後考えていただきたいと、促進していただきたいと思います。

次に農業の振興についてお伺いをいたします。飯南町では、産官学、東京農工大学大学院、農学研究、島根県農協雲南地区本部と包括連携協定がされています。

これについて、飯南町産官学包括連携推進委員会が、開催されているものと思いますが、現在の状況について、お聞かせください。

農業者にとっての関心ある事項は、農業に関する知識、生産性の向上や飯南町の農業、どうやって守っていくかにあります。

町では、数年にわたり、農業に関するアドバイザー契約をされています。農業者にとって、このアドバイザーから受けた技術や知識は、どのようなものがあり、どんな恩恵を受け、農業所得の向上にどのようにつながったのでしょうか。具体的にご説明ください。

そして、現在、検討審議されている段階かもしれませんが、もみ殻培土の方向性についてです。今課題となっているのが、農業従事者の高齢化、労働力不足とあわせて、資材費等の高騰です。導入したけども、生産コストがかかり、資材費が上がるのでは普及は難しいと考えます。

町長は、これまでの答弁で、基本的には民間ベースでの事業であるとのことでした。
今後の方針についてお伺いをいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員からは、農業振興、飯南町産官学包括連携推進委員会の開催状況であったり、農業振興アドバイザーの活動による町内農業への波及効果、また、このもみ殻培土の実用化の方向性などについてのご質問であります。

最初に、この農業振興アドバイザーの活動による町内農業者への波及効果についてお答えいたします。

ご存じのとおり、東京農工大学と J A 島根雲南地区本部と、この飯南町産官学包括連携協定以降、農林水産技術研究所所長の増田茂氏を農業振興アドバイザーとして委託し、本町の農業振興に関する技術供与、そして指導助言をいただいております。

これまで行ってきた活動としてはですね、大きく 3 点ございます。

1 つ目は、もみ殻培土の試験利用、現地指導ということで、角井営農組合さんとこれは連携を図りまして、もみ殻培土による適正品種や適正環境条件など、指導研究されております。角井営農組合でもそのもみ殻培土による、トマトや水稻の収量が年々上昇しておるということであります。販売額や生産性の向上につながっている状況と報告を受けております。

2 つ目は、令和 2 年度より、東京農工大学と上智大学の共同研究として、約 20 名の学生が、毎年ですが、飯南町で現地調査を実施し、町内の圃場の土質、それから土壌水質調査に加え、生産者の方との意見交換であったり、またその際にですね、学生の中には留学生もおられます。飯南高校生徒の学生交流会を実施しておりまして、英語でのディスカッションとかそういったことも含まれておりますが、そうした大学とのつなぎ役調整を増田アドバイザーに担っていただいております。今年度もですね 4 回目となる現地調査を先月実施しております。

そのデータや知見は、J A 雲南地区本部のほうで営農指導に活用されておると聞いておりますし、その調査結果を活かし、増田アドバイザー、新規就農者への指導にあたっておられます。

それから 3 つ目です。もう一つあります。

新規就農者や、町職員等に対しての技術指導、これも実施していただいております。

役場産業振興課の職員、そして J A 職員で構成する勉強会を立ち上げまして、毎月 2 時間程度、増田アドバイザーを講師として意見交換会を実施してきております。

その際、世界の環境、また情勢などを踏まえた農業振興の考え方、飯南町に適した水稻品種、J A 営農担当者への指導、またもみ殻培土プラント建設の検討など、多岐にわた

り行っておられます。

それで今年度からはですね、現在新規就農者を対象に月 1 回のセミナー、これも始まっております。アドバイザーはですね、植物の病気の対処方法ではなく、なぜ植物が尻腐れ病とか青枯れ病といったその病気になるのかであったり、なぜその米がおいしくないことがあるのか、どうしたら農業収入が上がるのか、原理原則を聞きたいというのが、農家の声であるという理念のもと、新規就農者へ懇切丁寧に指導されております。

このようにポイント的に農業者を絞って、今の農業者が何を求めるかに対して、こたえる形で活動を展開しておられ、多くの農家の方に広く活動しているわけではありません。今のところ多くの方の農業所得にはつながって、向上にはつながっていませんが、このアドバイザーの指導を継続してもらうことで、やはり確かな技術力に基づく農業が展開できるのではないかと考えております。

次に、産官学包括連携推進委員会の開催状況、それからもみ殻培土の今後の方針について、まとめてお答えいたします。

この産官学包括連携推進委員会につきましては、今年度、第 1 回の会合を 1 月に開催しております。今立ち上がったばかりでございます。

これは正式な組織を立ち上げて、これまでももちろん、関係者においていろんな検討は進めてまいりましたが、やはり、きちんと調査研究してもらって、町に対して、方向性を示してもらうということで、この委員会を立ち上げました。

この委員会はですね、増田アドバイザーそして担い手協議会代表、学識経験者、農業実践者、また J A 雲南地区本部、これ営農担当副本部長が委員として入っておられます。今検討審議が始まったところです。

それで今後の方針であります、議員もご承知と思いますが、もみ殻培土で栽培した苗、根張りもよく良いということであることは立証されております。直根がしっかりと下へ伸びるということで、培土に間隙があって、密にならないから根張りもよくなる、そうしたことのようですが、この角井営農組合の取組を見ても、作業の労力の軽減につながり、委員の皆様にも高評価ということであります。

それで実用化に向けた取組となりますと、やはりどのように生産して販売するのか、課題となります。議員のおっしゃるとおり、資材の高騰であったりコストの判断、もみ殻の確保搬送にかかる経費、プラントの規模、設置場所といったことをこの検討委員会できちんと検討していただき、その検討結果をもとに、総合的に判断しなければならないと考えております。

9 月議会でも答弁いたしましたこのもみ殻培土の製造商品化の主体は J A であるという考えに変わりはありません。もみ殻培土の採算性や実用化の議論を進めていく上で、そうした販売コストがわからないとなかなか前にも今進めない状況でありまして、J A 島根または J A 雲南地区本部が事業としてするかしないか判断・決定されることが至急求められているところに来ております。

もみ殻培土の実用化に向けたデータ・情報から、事業としてのメリット・デメリットを整理いたしまして、今後も引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） はい。

私もアドバイザーのお話をお伺いしたことがありまして、農業者にとって非常に有益な内容であるというふうに感じました。

先ほど町長答弁でもう新規就農者とか、JA職員とか、ということで講義を受ける方っていいですか、限定されているということでしたけども、一部のそういう法人とかです、ね農業者だけじゃなくてですね、やっぱり広く町におられる農業者にですね、そういう知識とか、技術というのを普及していくほうが、飯南町の農業の振興にすごく大きく影響すると思うんです。そういうお考えは、おありにならないでしょうか。

再度お伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

再質問いただきました。この増田アドバイザーの知見を持って、広く農業者の方に、そうしたお話を聞いてもらったほうがいいじゃないかということであります。

議員がおっしゃいますとおり、この増田アドバイザーによるその技術指導、助言等の波及効果、現段階では一部の農業者にとどまっております。

ご提案いただきましたように、より多くの農業者に効果が波及するよう、増田アドバイザーには、今後、その受講対象を広げて技術指導を助言いただくようお願いしたいと考えております。また、町としても、そういう機会が設けるようなことも考えてまいります。

○9番（平石 玲児） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は13時といたします。

午前 11時40分休憩

.....

午後 1時00分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

10 番、戸谷ひとみ議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷ひとみ議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

子どもたちが戻ってきたい、住み続けたいと思える町を目指します、戸谷ひとみです。

「子育てしやすい町飯南町ですが、子育てへ向かうご夫婦へのサポートがひどすぎます。今度の春から一気に改悪される様で、苦しんでいる声が聴こえてきました。」

先月、このようなメッセージをいただきました。詳細を確認するため何回かメッセージのやり取りをし、今年度から制度が変わった、不妊治療の補助金に関する困りごとだということがわかりました。

不妊治療は 2022 年 4 月から保険適用になり、医療機関の窓口で支払う医療費が原則 3 割負担となり、経済的な負担が大きく軽減されました。それによって、不妊治療に対するハードルも下がり、早くから治療を検討できるようになったということです。保険適用になったため、飯南町の補助金制度は今年度から内容を変更しています。

保険適用になる上、飯南町では独自の補助金制度も設けている。決して条件が悪くはないように思えるのに、なぜ、苦しんでいる人がいるのだろうと疑問に思って、さらに情報を集めました。

「特殊な薬」や「先進医療」として保険適用が認められていない「最新の医療」は保険適用が見送られたものもあり、保険診療と自由診療が混合する治療をした場合には、全ての治療が自由診療となり、全額負担となります。

なるべく早く妊娠をしたいという思いから、保険適用を諦める方もいらっしゃるようです。また、治療代が高額になるため、治療内容を変更せざるを得ない場合も出ているようです。さらに、体質上、保険適用外の治療しか選択できないこともあり、不妊治療のハードルが高くなる場合もあるようです。

一般的な体外受精は、保険が適用されるなら 15 万円、自由診療と混合するなら保険が適用されないため 50 万円程度かかるそうです。

約 1 年前に、ある NPO が不妊治療の患者ら約 2,000 人に行ったアンケート結果によると、4 分の 1 の方が、保険適用外の治療（全額自己負担）を選択していることがわかりました。また、保険適用前と比べて治療費が減った方が 4 割、増えた方が 3 割いることもわかりました。

独自の補助金制度がある飯南町でも、保険適用にならない治療をした場合、以前の補助金制度の方が経済的負担が少ないという状況があるようです。

県内の自治体の制度を比べてみて、飯南町の支援内容はとても充実していると思いましたが、より手厚い支援内容だと思ったのは雲南市の制度です。全額自己負担の治療をする場合、一回あたり上限 30 万円（治療費の 2 分の 1）の補助があります。ちなみ

に、飯南町の場合は年間の上限額が 30 万円です。一回の治療で妊娠するとは限りませんので、経済面で安心して治療に向き合っていただくために、制度の見直しをする必要があると思います。

また、不妊治療の補助金制度に関するわかりやすい説明文書がないという声もいただいています。そもそも、不妊治療の補助金制度があることを知らなかったり、内容が変わったことも知らないから、調べたり相談しようと思えない。どんな制度があるのかをわかりやすく告知・掲示して欲しいという声もいただきました。早急に対応することを求めます。町長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員から、不妊治療の補助金制度について、見直しをする必要があるのではないかと、また、この制度のわかりやすい説明内容、周知についてのご質問いただきました。議員が言われますように令和 4 年 4 月から一部の不妊治療、これは体外受精であったり、顕微受精等ではありますが、保険適用となったことによりまして、治療費の自己負担は 3 割で済むため、経済的な負担が大きく軽減されること。またそれにより、第 1 種はもちろん、第一子以降の出産をためらっていた人も、前向きに検討できるようになるメリットがあると感じているところです。

しかしながら保険診療とこの自費診療、議員から自由診療ということを言われました。これを混合する場合の治療費の場合はですね、全ての治療が自費診療となってしまいます。先ほど議員から保険適用前と比べ、治療費が減った方が 4 割、これはアンケートで増えた方が 3 割いるとお聞きしましたが、治療の組合せによっては、保険適用前と比べて自己負担が多くなるケースもあるとのことでした。

それで、今の飯南町の、ちょっと過去の助成状況を説明いたしますと、直近ですが令和 3 年度は 10 件で合計が約 200 万円。それから令和 4 年度が 4 件で約 46 万円。令和 5 年度は 3 件で約 74 万円、3 件で 74 万円の助成を行っております。

また令和 5 年度からは、1 人当たり年間 30 万円の上限の範囲内での助成を行っております。また、おおむねこの自己負担額をカバーできる状況にあります。

さらに治療期間が 3 年を超えそうな方から継続して治療したいとの相談があったことから、安心してこの不妊治療に臨めるよう、治療年限を定めないう要綱の改正を 3 月より実施し、見直し後の制度で、今、要望にこたえられていると思っております。

しかし保健適用後の令和 4 年度以降は、保険診療のみの申請でありまして、令和 3 年度から 4 年にかけての申請件数が減っているのも事実であります。

今議員から具体的な、住民の方からのご相談もあったとお伺いしました。現状の把握分析を行いまして、制度改正も視野に入れて考えてまいりたいと思います。

それで制度のわかりやすい説明対応につきましては、説明文書等早急に対応し、制度の啓発に努めてまいります。

今回のご指摘もいただきまして、こうした制度は、創設するときはきちんと周知したりするんですが、その後はなかなか、定期的といいますか、指定できてないというのも実態です。今回も3月に制度改正しております、今、こうしたチラシのほうも作って住民の方に周知しようとしております。今後もこうした情報がきちんと伝わるように努めてまいります。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

私も本当にこういう声が届かなければ、飯南町の制度の不備について知ることができなかったのも、声を届けてくださった方には大変感謝しております。そして町長も、前向きに検討してくださるということを聞いて、本当に安心をしました。

では次の質問に移ります。さらに子育てしやすい町にするための提案をします。

「飯南子育てナビ」は、「い〜にゃんワクワク子育てサロン」と子育てサークル「こがもちゃん」の合同公式ラインアカウントとして2021年に立ち上がり、両サークルのメンバーと町内に住むママの有志で運営されています。子育て中の方から「知りたい!」と要望が多かった情報（子どもと行く!町内のおすすめスポット、近隣の医療機関、スポーツ少年団、飯南町の子育て支援事業、公共施設の情報）をまとめていたり、子育て世代向けのイベント情報を配信したりしています。

このアカウントは町の公式アカウントではなく、「子育て世代が情報交換をすることで飯南町での子育てをもっと快適に!楽しくしたい!」という目的で運営されています。ただし、ライン公式アカウントの料金プランの変更に伴い、無料で配信できる数が大幅に減少したため、従来のような運営ができずに困っている状況にあります。

私も運営メンバーの一人ですが、一方通行の情報を送るだけではなく、登録者から、子育てに関するちょっとした質問をいただき対応してきた経験もあります。例えば、「チャイルドシートのレンタルはありませんか」と聞かれれば、役場に情報を確認してお返事したり、「使わなくなったベビーベットはありませんか」と聞かれれば、登録者の方にお尋ねし、不要になったものを必要とされている方へお繋ぎすることもありました。ベビーベットだけではなく、子ども服やおもちゃ、スキーウェアなど、まだ使えるのにサイズアウトしたもの、捨てるのはもったいないものを、町内で循環して有効活用してもらうこともありました。

現在、飯南町の公式ラインアカウントができており、今後、その中身を充実させていくとのことですし、「飯南子育てナビ」がスタートしたころにはなかった「こども未来推進室」もでき、子育て世代のニーズに寄り添ったまちづくりが今まで以上になされているように感じています。

そこで、さらに子育てしやすい町にするために次の３点を提案します。

１つ目、町の公式ラインアカウントで、子育て世代から「知りたい！」と要望の多かった情報を見れるようにし、子育て世代向けのイベント情報も配信する。ただし、配信するイベント情報は、島根県がおこなっている登録制度に登録された子育て支援に取り組む民間団体（こっころ隊）と、子育てしやすい環境づくりに協力する店舗（こっころ協賛店）に登録しているお店が主催するものに限る、というような条件を付けることで、子育て世代にとって有益な情報をお届けすることができます。

２つ目、使わなくなったけど捨てるのはもったいない子ども服や子ども用品などを、大切に使ってくれる人に無料でお譲りする「おゆずり会」という取組みを、公共施設などで常設する。イメージとしては、交流センターとんぼらにあるフリーマーケットのようなもので、子どものモノに特化する。ゴミの削減にもなるし、環境にもやさしく、家の整理もできて心もスッキリ。おゆずりする人にとっても、おゆずりされる人にとっても嬉しい取り組みです。

３つ目、ＬＩＮＥを活用し、子育てに関するちょっとしたことを相談できる窓口をつくる。ＬＩＮＥを活用した相談窓口は、自死対策、児童虐待防止対策、ひきこもり、子育て、いじめなど、様々な用途で開設されています。先ほど紹介したように、「飯南子育てナビ」でも、子育てに関するちょっとした相談が寄せられ、その必要性を感じています。心理的ハードルが低いＳＮＳでの相談から、適切な相談機関へとつなぐ役割も果たすと考えられます。

以上３点について、行政と民間団体が協働して、それぞれの特技を生かしたサービスを提供しませんか。町長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて議員からは子育て支援に係る３つのご提案いただきました。

その前に、子育て世代に寄り添った町ということで、評価もいただいたところでございます。

それで一つずつちょっとお答えいたします。

まずはじめに、町の公式ＬＩＮＥアカウントでの情報発信についてですが、この町の公式ＬＩＮＥアカウントは、本町の課題であった情報発信力強化のため、ホームページの改修に加えて開設したものでありまして、主に行政からのお知らせや町が主催開催するイベントなど、行政からの必要な情報を速やかに伝えることを目的として実施しているものです。

そのため全体の情報量が膨大になると、行政として本来伝えなければならない情報が漏れてしまう可能性もあることから、現在も民間団体や企業・商店などの情報は掲載し

ないこととしております。したがいまして現時点では、子育てに係る情報のみを幅広く集めて発信することは考えておりません。

議員もですね民間でのラインやアカウントにより、子育てのいろんな情報も発信されておるということでございます。こうしたところを十分に活用いただければと思っております。

2つ目に、子ども用品の譲渡会の取組についてのご提案であります。

議員からも紹介がありましたように、本町では頓原公民館が主体となりまして、交流センター頓原におきまして、子ども用品を集めて実施されているほか、以前は志々地区においても、地元の子育て支援団体により実施されたことがあると聞いております。

全国的には都市部を中心に、資源の有効活用とごみの減量化の観点から、子育て用品などの回収と配付を実施している自治体もあるようですが、なかなかその保管するスペースや職員の業務負担の増加などの課題もあると考えております。

私も昨日、頓原の婦人会の会がありまして、頓原交流センターのほうへ、交流センター頓原へ行くことがありまして、スペースについてちょっと見て帰ったんですが、もちろんいろんな商品がですね、陳列されておりました。

本町におきましては、総合振興計画において、住民主体のまちづくりの推進を掲げております。住民の自主的、自発的な活動支援に取り組むこととしております。

今回のご提案につきましては、まさに住民と行政の協働による子育て支援のまちづくりにつながるものでありまして、行政が主体となって実施するのではなく、子育て世代や町民の皆さんの自主的な活動に協力していくべきものと考えております。

これまでも町内において自主的に活動されている団体等もあることから、町内のイベント時におけるブースの設置であったり、町有施設を活用しての譲渡会、会場を無料で貸し出す、そういったことなど、町として協力可能な範囲で活動を支援してまいります。

3点目でございます。SNSを活用した相談窓口についてのご提案です。

このことは議員がおっしゃいましたそのSNSは、対面で相談するより、心理的にハードルが低いということでのご提案であります。本町ではですね、現在保健福祉センター内に、子育て世代包括支援センターを設置いたしまして、保健師や子ども若者支援員、また、子ども家庭支援員などが、妊娠期から子育て期まで幅広い相談に応じて、飯南町で安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援しております。

また教育委員会の飯南町相談ネットございますが、これは担当課だけでなく、保育所や学校など、どこでも相談支援につながる体制を設けておりまして、教育・福祉・医療・保健など様々な関係者が連携して、相談に対応しております。

私としましては、これらきめ細かなサービス展開ができていると感じています。やはり顔の見える相談体制こそが、本町ならではの取組であると考えております。医療福祉の専門的な機関など、適切な支援につなぐことができるものと考えております。

それで議員からの提案がありましたこのSNSの相談受付ですが、確かに利用者にと

っては、手軽に相談可能なことがメリットである一方で、時間的な縛りもないということで、運営側においてこの負担がやはり大きくなりまして、本町独自の運営なかなか困難であると考えております。

したがいまして、国とか県が実施しておりますこのSNS相談窓口の活用についても、周知を図りながら、本町ならではの、やはり顔の見える相談体制により支援の充実を図ってまいります。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） はい。

すみません。私、今説明した内容では、なかなか本当の気持ちが伝わっていないなということが、答弁を聞いて思ったところですが、またこれからもしっかり話を続けて、本当に子育てしやすい町、ソフト面の充実というところをお話しさせていただきたいと思います。

では次の質問に移ります。

キャリアパスポート、これを持ってきました。これ私の三女のものなんですけれども、三女は、保育所のキリン組からスタートして、今3年生まで4年間使っているものです。このキャリアパスポートがスタートしたのは令和2年度。始まるときに教育委員会の方が保育所にいらして説明されましたが、当時は正直、どんなことをするのかイメージがすぐにはわかりませんでした。4年経過して、ようやく様子がわかってきたのと同時に、このキャリアパスポートと呼ばれるファイルが「宝物」のように感じています。

このファイルを主に作るのは子どもで、保育所のきりん組の時には、先生が子どもから聞き取ったりして、その時の子どもたちの様子がわかるものを残してくださっています。小学校に上がると、得意なことや好きなこと、がんばっていることや、将来どんな人になりたいかとか将来やりたいことを書いて、その時その時の自分の自己紹介をしたり、1年間の目標を書きます。振り返りでは、できたこと、嬉しかったこと、努力したこと、もう少しがんばりたいことなどを書いています。

中学生になると、その学年の最初に、学習面、学校生活、家庭生活、地域の活動に関する目標を考え、それを達成するための具体的な取組みも書きます。節目節目で振り返りや自己評価を付けます。

子どもたちの成長の記録であるこのファイルを先生や保護者も目を通し、コメントを残します。子どもに対するあたたかい応援メッセージが書かれてあり、個人的には通知表よりもこのキャリアパスポートの方が大切だと考えています。

このファイル一つで、飯南町の場合は保小中高13年分の記録が残り、簡単に成長を振り返ることができるので、私はこれは宝物だと感じているのです。

しかし、残念ながら、キャリアパスポートに対する否定的な声を耳にすることもあります。ただし、否定的に捉えている理由は、「キャリアパスポート」という言葉からイメ

ーじされたため、実際に行われている取組みを誤解しているようにも感じます。もしかしたら子どもたちに説明する先生の中には、キャリアパスポートの目的を正しく理解されていないために、誤解を生むような声かけをされている場合も考えられます。将来の夢を安易に職業と結びつけないで欲しい、夢は変わってもいいし、無理に作らなくても大丈夫というような説明が必要だという意見もあります。

先日提出された「飯南町教育環境基本方針」には、飯南町ならではの魅力ある教育として、保小中高一貫教育を柱とした教育とあり、その具体例として、①保小中高が連携した学校教育の充実②ふるさと教育・生命地域教育の推進③教育の情報化の推進④飯南高校の魅力化⑤飯南町学習支援館と書いてあります。

学習支援館は、この10年間で、飯南高校生の大学進学率を10パーセント上昇させたとして、テレビのニュースで取り上げられたばかりです。また、12月に紹介したとおり、本町のICT教育は全国トップレベルであると言われています。

主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、答えのない課題に粘り強く向かっていく力を育成する「生命地域学」は、飯南高校を選択する理由になるほど、魅力的なものに進化しています。

これらの飯南町の教育の魅力を、ホームページを探しても知ることができないのは、とても残念です。「ホームページを見れば飯南町の教育の魅力がわかる」という状態にする必要があると思います。教育長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

議員からキャリアパスポートについての具体的な事例を紹介をしていただきました。本町では、保小中高一貫教育で、ふるさと飯南町を誇りに思い、社会で役立つ学力を身につけ、前に一歩踏み出す力、協働する力を育成する。これを目的に掲げています。そして、その目標を実行するために、飯南町で育てたい7つの資質能力を示し、キャリアパスポートを活用して、保育所から高校まで、一貫した指導を行うことで、社会で役立つ人材育成を進めています。

先般、教育環境基本方針の説明会に、住民説明会に飯南高校の生徒も参加してくれまして、自らが体験している保小中高一貫教育のすばらしさであるとか、今後の教育に求めること、まさに自分事としてその考えを述べてくれました。

参加していた大人の方もですね、高校生が本当に自らの意見や主義主張を堂々と言えることを、そのことに大変感動しておられました。

また2月には、島根絆づくりサミットにおいて、頓原中学校のプレゼンテーションが高く評価をされまして、島根県の代表として文部科学省まで出向き、堂々とポスターセッションの発表を行いました。

こうした事例というのは、本町の進める保小中高一貫教育、そしてキャリアパスポートが目指す主体性、課題発見力、発信力などが着実に身についているものと、そういうあかしであると思っております、大変うれしく思います。

日頃からご指導いただいている現場の先生方、ご協力いただいている地域の皆さんに感謝を申し上げます。

一方で議員からは、このキャリアパスポートに対する誤解もあるのではないだろうかというご意見でございました。

キャリアパスポートについては、現場で実際に指導を受けている子どもたちにとっては、そのすばらしさを実感しやすいのかもしれませんが、反面、この実態を保護者や住民の方にお伝えするというのはとても難しいものがあると思っています。

そういう意味では、先ほどご紹介した高校生や中学生の活躍、あるいはふるさとシンポジウム、各学校で行われている発表会などで、子どもたちの成長を感じていただくというのが、まずは大切なことだと思っています。

また、人事異動で教職員が入れ替わっても持続可能な指導ができるように、このことが重要でありまして、教育委員会としまして、毎年春に新任の教職員を対象に、研修を行い、本町の保小中高一貫教育、キャリアパスポートについて理解啓発を進めています。

また、中高合同職員会議では、それぞれの教科ごとに現場の教職員が集まり、系統的な学習指導ができるように、中高連携事業の課題や効果について意見交換をしています。こうした研修というのは、都市部ではなかなか難しく、小規模校だからこそできる取組だと思っています。

こうした中で議員からは、飯南町の教育の魅力が一目でわかるようなホームページというご提案でございました。教育委員会としてもホームページや、広報いーなんに必要な情報を積極的に、そしてわかりやすく掲載するよう努力をして、飯南町教育の魅力を伝えていきたいと思っております。

またあわせて、先ほどご紹介したような子どもたちの活躍であったり、発表の場、こうしたことをケーブルテレビや新聞などで取り上げていただくことで、保護者や住民の皆さんの目に触れ、町内外の人たちに、本町の子どもたちの成長を実感していただけるように働きかけていきたいと考えております。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） はい。

ぜひですね、情報を蓄積する場としてホームページを活用していただきたいと思えます。次の質問に移ります。

男女共同参画社会基本法は、男女平等を推進するために 1999 年に施行された法律です。男女が対等な社会の構成員として、各分野への参画機会が確保され、男女が均等に

政治的、経済的、社会的、文化的な利益と責任を共に担う社会を目指すことを規定した法律です。この法律では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げていますが、その内の一つが「政策等の立案及び決定への共同参画」男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があるということをうたっています。「参画」とは、自分の考えを発言する、企画・立案の段階から積極的に関わっていくことをいいます。

町の政策や事業などの計画を作る際、検討委員会や協議会等が設置され、話し合いが行われます。そのメンバーを見ると、男女比に偏りがあると感じることがよくあります。また、女性がメンバーになっていても、出かけにくい時間だったりするためか、結局話し合いに参加しているのは男性が多いという状況もあるように思います。これでは、大切な意思決定の場に、男女が平等に参画しているとは言えないのではないのでしょうか。また、女性が参加していても、話し合いの場の雰囲気によっては、発言しにくく、発言が妨げられることもあります。「性別による固定的な役割分担にとらわれずに、あらゆる分野で性別にかかわらず活躍できる社会づくり」に対する町長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて男女共同参画社会についてのご質問いただきました。

先週ですが、私も新聞を朝三紙読むんですが、いずれの新聞にもですね、このジェンダーギャップ男女格差のことが掲載されておりました。

例えば女性の働きやすさ、日本は先進国でワースト3位、それから女性の管理職の割合は最下位、これは世界を見ての日本の位置です。それから、女性国会議員、これも見出しで出ておりましたが15%など、最近のこうした新聞での見出しもですね、そうした記事が載っておりました。

それで、町では令和4年3月に飯南町男女共同参画計画、これは第3次の計画でありまして、現在令和4年から令和8年までの5年間の計画、これを策定し、男女に関係なく、心身ともに豊かな社会生活を送ることができるよう取組を進めております。この計画におきましては、特に世界情勢から政策方針決定における女性の参画の推進について取り組むこととし、行政で設置する各種委員会においても、具体的に数値目標を掲げ、女性委員の割合の向上に努めてきました。

それで、大体5割をですね目指しておりますが、なかなかそうしたところには入ってませんが、本年度における審議会等への女性の参加率につきましては、飯南町は28.8%、県平均が28.3%ですから、県平均よりはやや高い状況ですが、目標値、さっきも言いました50%をほぼ目標値としておりますが、より低い状況にありまして、引き続き、女性委員の参画について推進していく必要があります。

それで、議員からもご指摘がございました。女性委員の参画のためには、まずは女性に偏りがちな家事や育児、そして介護などの負担を減らし、女性が仕事や地域活動などに取り組むことができる時間を増やしていくこと。これが様々な政策や事業、方針への参画にもつながるものと考えます。

それで、さらに女性の負担を軽減していくためには、子どもから大人まで、固定的な性別役割分担意識について、見直しを図っていくことが重要でありまして、男性だけでなく、女性の意識改革も必要と考えています。

それで、これらの取組につきましては、町内で活動されている団体「二輪草」の会がありますが、そうした団体や公民館とも連携いたしまして、効果的な広報や、そして啓発活動、また、研修会などを創意工夫し、女性が活躍できる社会の実現について、取り組んでまいります。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） はい。

次に、令和 5 年 4 月に施行された「こども基本法」は、子どもの権利条約の精神にもとづいて作られました。子どもの権利条約は、世界中の子どもが健康で幸せに生きていくために持っている権利と、その権利を守るために大人がやらなければならないことを定めています。とくに大切な 4 つの原則の中に、子どもにかかわることは、大人の都合で勝手に決めてはいけない、「何がもっとも子どもにとって良いか」を一番に考えること、というのがあります。子どもがしたいこと、願っていることをきちんと聴き、話し合うことが大切だとのことでした。

同じく条約の 4 原則の一つになっているのが「意見表明権」です。子どもは自分にかかわることすべてに、自分なりの方法で意見を表明する権利があるということです。子どもは親の言うことを聞くべきで、大人が決めたことに口ごたえするのはよくないという考えが根強く残る日本ですが、これからは、子どもの意見が家庭や学校、政治などさまざまな場面で反映される社会になることが期待されているのです。

日本ではじめて「子どもの権利」に関する総合的な条例をつくった神奈川県川崎市では、「川崎市子ども会議」を 2002 年にスタートさせました。子どもが、自分たちの手で、子どもの権利や川崎のまちづくりについて活動を進めていくものです。教育委員会に事務局を置き、定期的に会議や活動をおこない、川崎市への意見をまとめて発表したり、市長などに声を届けたりしているそうです。

令和 5 年 5 月現在、子どもの権利に関する総合条例を制定しているのは 64 自治体あるというデータがあります。飯南町も条例をつくって、子どもたちが「住みやすい」と感じるまちづくりをしてはいかがでしょうか。

町長が掲げる公約に、「子どもたちの声が聞こえるまちづくり」とあります。これは、少子化対策に取り組むということなのですが、子どもたちの声を聞きながら、まちづくりを進めることにも挑戦されてはいかがでしょうか。

今でも、町政座談会や住民説明会などに子どもたちが参加し、意見を述べるがあります。しかし、意見を出して終わり、「実行する」「カタチにする」というような次のステップに進めることまではできていないように思います。次のステップに進めるためには、何度も対話を重ねることも必要です。自分たちの存在が尊重され、まちづくりにかかわった子どもたちはきっと、ふるさと飯南町に愛着を持ち、大人になっても飯南町にかかわり続けたいと思うでしょう。

子どもの権利に関する条例を作ることや、川崎市子ども会議のような取り組みをおこなうことについて、町長と教育長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、子どもの権利を守る取り組みについて質問いただきました。町長と教育長ということで、私からは条例制定のほうの考え方について答弁いたします。

議員も述べておられますが、令和5年4月、こども家庭庁の創設とともに、「こども基本法」が施行されました。

私の公約も先ほど披露していただきましたが、一番に「子どもたちの声が聞こえるまちづくり」少子化対策に取り組むということで公約に掲げており、組織機構、これも、私が町長に就任して、7月1日から「子ども未来推進室」を住民課内に設置しております。

それで、この「こども基本法」では、「全ての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現」を目的としており、本町においても、様々な子育て支援策や、子ども若者自立支援総合推進事業による相談体制の充実、また、子どもの居場所づくりや不登校児童生徒の学習支援体制の充実に努めてきたところです。

議員からは、川崎市の先進的な事例をご紹介いただきました。この「子どもの権利に関する条例をつくるべき」とのご質問でありました。条例で規定されているこのこどもの「人権尊重」や「意見の尊重」などについては、「こども基本法」のほうにも規定がなされております。

県内では、邑南町のほうがですね、これはこの基本法ができる前ではありますが、「邑南町こども条例」を令和4年12月に制定されております。

今回のこの「こども基本法」におきましては、「市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案し、市町村こども計画を定めるよう努めるものとする」と規定されております。本町におきまして現在、5年の12月に閣議決定されましたこの「こども大綱」の内容に基づきですね、進めたいと思っているところです。

こうしたことから、私としましては、県や他市町村の動向を見ながら、まずは条例制定ではなくて、この具体的な施策につながる「こども計画の策定」について検討したいと考えております。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

私からは、「子ども会議」のような取り組みを行うべきとの質問にお答えさせていただきます。

先般、飯南町教育環境基本方針検討委員会の作野広和委員長から私に最終答申をいただきました。これまで真摯な議論をいただきました委員の皆様にあたためまして感謝を申し上げます。

この答申のまとめとして、「よりよい飯南町を作っていくための地域づくりに終わりはなく、この答申をもとに飯南町内の各地域において、子どもも大人も参画した多くの議論が交わされることを願う」と締めくくられています。

私としては、この答申を受けて、今後この答申内容をいろいろな形で住民や保護者の皆さん、そして子どもたちに情報提供し、幅広く意見をいただきながら、基本計画の策定に活かしていきたいと考えています。

特に子どもたちの意見集約の場をどのように設定するかについては、校長会や関係者と進め方を検討したいと思っています。

なお、子どもたちに意見を聞くスタンスとしては、何らかの意思決定を子どもに委ねるということではなくて、どうしたらよりよい教育環境が作れるのか、そういう発展的な観点で議論してほしいと思っていますし、子どもの意見も含めて幅広い世代から意見を聞きとりたいと思っています。

議員からは、川崎市の子ども会議のような取り組みをしてはどうかということでしたが、川崎市のように先進的な取り組みにまでは及ばないかもしれませんが、本町には今でも「ふるさとシンポジウム」をはじめとして、子どもたちのすばらしい探究的な学びの場があります。このたびの教育環境基本方針の答申をきっかけとして、こうした既存の取り組みをさらに進化させながら、先ほど町長の答弁にもありました「こども計画の策定」検討とあわせて、飯南町らしい仕組みを作っていきたいと考えております。

○10 番（戸谷 ひとみ） 質問を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷ひとみ議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。 本会議の再開は 14 時 10 分といたします。

午後 1 時 5 3 分休憩

.....

午後 2 時 0 7 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

.....

○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。

6 番、安部誠也議員。

○6 番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部誠也議員。

○6 番（安部 誠也） 6 番。

安部誠也でございます。

まず最初に、今定例会に、広島都市広域圏への参画、私の質問から 2 年経過しましたが、町長のご尽力に感謝申し上げます。医療圏域や生活圏域を、広島市に依存する地域として、町民の方々も安堵されています。ご苦労さまでした。

さて、最初に、今後の財政見通しと、行政改革についてお伺いいたします。

令和 5 年度末の飯南町の住民基本台帳集計の人口は、ついに飯南高校生が卒業されたためか、4500 人を割り込みました。平成 17 年の合併時から約 2,000 人が減少しています。来年の 10 月の国勢調査で、地方交付税が削減されるのではないかと危惧しております。今年度、地方交付税は 40 億円に達して、最高額だと執行部の方は評していました。全国的に人口が減るので分母は変わらないから大丈夫だという考え方もありますが、財政状況の厳しい中、今後の町財政の見通しをお伺いします。

かつて小泉内閣で三位一体の改革がありました。岸田政権も政和会のパーティー券のキックバック問題で、次の総選挙で政権交代の可能性もあり、何よりも、わが島根県にかつての大物代議士が不在の中、果たして今まで同様に国からお金が来るのか心配しております。

その中で、庁舎建設をはじめ、交流施設など大規模な建設事業で、令和 6 年度以降、9 年間は返済が始まり、基金を取り崩すと聞いております。

また、本年度の借金の返済総額は、来年度特別会計を含めて、職員の給与、借金の返済が何%占めるのかをお伺いします。町民の方に分かりやすい単語で、お答えいただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

安部議員からは、今後の飯南町の財政見通し、そして本年の借金の返済総額ということでご質問いただきました。

最初に、財政見通しの中で、人口減少による地方交付税が削減されていることを危惧しておるとのことです。

これはおっしゃるとおりでありまして、飯南町の来年度の一般会計予算の歳入で全体の49.7%を占めるのが、この普通交付税であります。その金額は、予算に計上しておる金額は40億円であります。もちろん決算ベースではもう変わってまいります。

それで、町民にもわかりやすくということでしたので、少しその交付税について、平たくご説明させていただきます。

この地方交付税はですね、どこの自治体でもその標準的な行政サービスが受けられるよう、国が集めた税金を自治体の財政力に応じて再配分されるものであります。

財政力指数という物差しがありまして、この指数が1.0であれば、地方交付税の交付はありません。飯南町の場合は、この財政力指数が0.13であります。

1.0を大きく下回っておりまして、もちろん交付団体であり、財政力の弱さからもその額は大きいです。このことから依存財源と言われますその地方交付税や補助金などが財源の多くを占めております。

一方で町税はですね、4.6億円でございますので、全体の5.8%、割合が少ないです。町税の中には町民税であったり、固定資産税、また軽自動車税、またたばこ税が入っております。

それでこうした議員には今回、当初予算の財政資料の中でこうした資料も添付しておりますので、一応ご確認いただいておりますが、住民の皆さんにということであえて、説明させていただきました。

それで、令和6年度予算におきましては、議員もおっしゃいました、昨今の大規模事業の実施によります償還の返済、公債費が、前年度より増えてきており、財政を圧迫している状況にあります。特に過疎債、これの償還が増えております。ただ過疎債は、7割は交付税措置されますので、そうした、一方では交付税にそういった償還分が加算をされております。

それで、予算編成にあたりましては、主に年度間の財政調整とするための基金などを、今回は5億取り崩さざるを得ない状況になっております。この金額は通常より多い額となっております。

それで、今後の財政見通しということでございますが、毎年今後10年のですよね財政を推計した、中期財政計画を策定しております。

これは人口動態ももちろん勘案しながら、町税や地方交付税の見込みも、交付税なども、歳入を見込みまして、今後計画されているハード整備ですねいろんな、道路であったり、場合によっては箱物もございますが、そうしたものも、勘案して計画を策定しております。

見通しはそこに示されていますので、議員の皆様には改めてこの最新の計画を説明したいと思いますし、一言で言うならば、今、決して楽観できるような状況にはないということであります。

令和4年度の決算、これについての広報11月号でも公表しておりますので、またそちらのほうもご覧いただければと思っております。

最後に、本年度の借金の返済額、尋ねられました。額と割合につきまして、数字でございますので担当課長のほうから答弁させていただきます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

続いて、数字的なことでございますので、財政担当課長であります私のほうからご答弁させていただきます。

本年度のはじめに、本年度の借金、いわゆるローンですね、平たく言えば、の返済総額になりますが、一般会計で12億100万円余り。

続いて簡水、下水道、病院事業など、特別会計を含めた7会計全ての合計は、16億7,900万円余りであります。

続いて、その割合でございますけども、新年度における、失礼しますが人件費もお尋ねられましたですか。わかりました。

はい。新年度におけます人件費等、いわゆる返済の公債費ですね、の割合についてもお答えいたします。一般会計では人件費の占める割合が13%でございます。

公債比率のほうは公債費のほうは14.9であります。同じように特別会計も含めると、全会計での人件費の割合が13.3%です。公債費のほうは14.9%となります。

説明は以上です。

○6番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員。

○6番（安部 誠也） はい。

ありがとうございました。いずれにしても、来年度の一般会計予算書を見ても、先ほど答弁がありましたように、町民税など、町税が5.8%、4億6,000万円などと自主財源がわずかしかなかったりありません。入ってくるお金は減少します。

方や社会保障費は高止まり、人件費をはじめとする支出は多くなると予測されます。

国の企業への賃上げ申入れもあり、今年の春闘で、大企業は5%以上の給与アップを回答しています。しかし、中小零細企業では、最低賃金のアップで資金繰りが難しくな

っているところも多くあります。

公務員給与は企業のベースアップに準拠して定められると聞いております。飯南町職員給与は、島根県の人事委員会の答申に基づき、改定されると記憶しております。

県は、民間企業の従業員の給与の調査として、企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の対象となる 237 事業所から 126 の事業所を無作為に抽出されていますが、飯南町は町内の実態を顧みず、前回、質問質疑での回答によれば、年末には大幅な給与アップが見込まれます。

現在の職員、飯南町職員の平均給与と平均年齢、及び、総職員数並びに、期限任用付きの職員の総数、会計年度職員数の給与総額を伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、職員数や給与実態などについてご質問いただきました。

今年度もその過去最大となる最低賃金の上げ幅、47 円で 907 円になりました。これらを見るように、国としても、デフレからの本格的な脱却として、物価高を上回る賃金の値上げを目指しておると、そしてそれを経済団体もですね答えるかのように、このたびの春闘でも、業績のよい企業は、初任給の大幅な引上げであったり、一時金の増額、満額回答があったと報じられております。

また、先週は日経の平均株価も 4 万円超えるなど、経済の回復に向けた力強い兆しもあります。今日のお昼の共同ニュースも見てましたが、直近の GDP、10 月から 12 月、プラスに転じたということで報道がっております。

GDP は、プラスに（聞き取り不能）したり、マイナスに上下しておりますが、この直近ではプラスに転じたということであります。ただ、身の回り、我々の周りではそのような感覚はないと思っております。

そのような中、公務員の給与。これは令和 2 年 3 年、2 年連続で引下げの勧告がありましたが、令和 4 年と 5 年は、2 年連続して引上げの勧告でありました。

議員から、町の実態を顧みずという言葉もございましたが、本町のように小規模自治体におきましては、独自に人事委員会を設けることは事実上不可能でありまして、県内の多くの自治体が、国の人事院勧告弘済参考にしている中で、本町はより、町村に近い実態を反映できる島根県の人事委員会の勧告に準拠することとしております。

議員から具体的に質問になりましたこの職員の給与であったり職員数に関する数字、いずれも担当課長のほうから答弁させていただきます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

人事担当課長としまして私のほうから職員数や給与額について答弁させていただきます。

1点ほど、本定例会の予算議案の中の給与明細書では、新旧の4月1日時点の数値を説明しておりますけども、これから説明する数値は、令和5年度末の時点の数字ですので若干議案書とは異なりますが、ご了承くださいませ。

はじめに給与とは月額給与に共済費や扶養手当など諸手当を含めた額のことです。本町におけるそれぞれの職種は3つに分類されております。私のような一般事務に携わる一般行政職員の職員数は83名、平均給与額は36万1,996円。平均年齢は41.8歳となります。その給与総額は6億8,200万円余りとなります。

続いて飯南病院などの医療に携わる医療職の職員数ですが、こちらが63名、平均給与これは医師も含めての金額になります。平均41万3,499円。平均年齢は40.7歳。給与総額は5億5,200万円余りとなります。

続いて調理員や運転手に携わる単純労務職の職員数は2名となりまして、平均給与は29万2,530円。平均年齢は59.8歳。給与の総額は1,100万円余りとなります。

次に期限付任用職員でありますね。こちらのほうは現在、在職しておりませんのでゼロ名となります。そうした今まで言いました職員全てをたしますと、総数は148名、給与総額は12億5,200万円余りとなります。

続いて会計年度任用職員ですが、一般行政職での任用が74名となります。報酬額は1億9,800万円余り。医療職での任用がこちらが50名、報酬額は1億6,700万円余りとなります。この任用職員合計しますと、124名、報酬総額は3億6,500万円余りとなります。

人件費あるいは公債費についての占める割合は先ほどご答弁させていただきましたので、こちらのほうでは、省略させていただきます。説明は以上です。

○6番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員。

○6番（安部 誠也） はい。

ありがとうございます。いろいろ伺う中で、町では自前で運営できる事業に充てる予算はごく僅かだと思いますが、今回、飯南町として初めて、定住事業に関し、民間事業者への外部委託するアウトソーシングされました。

合併後からこの言葉はよく言われていましたが、これを受けて、民間事業者では僅かではありますが、数人の新たな雇用が生まれます。町は、事業に携わっていた職員を削減し、他の事業、他の業務への配置転換などにより、全体的な人件費削減ができるものと考えます。

近年、職員採用に応募者が少ないようなと聞いてます。今後、町や一部事務組合などで行っている業務を積極的にアウトソーシングすることにより、町内雇用を増やしてい

くべきです。その雇用者を新たな定住希望者、U I ターンに振り向けるなど、飯南町版の取り組みをする考えはないのか、お伺いします。

かつて、町直営三セクで事業を行っていました指定管理者制度が平成 15 年度から、飯南町では合併後から採用されています。指定管理制度は、従来自治体や自治体の外郭団体が独占してきた公の施設、役場を除く管理をノウハウのある民間事業者に管理してもらう制度です。民間企業やNPO法人にも門戸を広げることにより、管理運営の効率化を図る制度です。一般的には、利用時間の延長など、施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性の向上、2 つ目に、管理運営経費の削減による施設を所有する地方公共団体の負担が軽減されるなど、意義があるとされています。

何か飯南町ではもう行き詰まっていると感じてやれません。例えば、自治振興組織や地元住民の団体が法人化などして、飯南町独自の取組が必要だと思います。

地域活性化センターの理事長の椎川忍元島根県総務部長が、かつて、地域に飛び出す。公務員ハンドブックの本を出版されましたが、皆さんもしっかり読まれていると思います。公務員の皆さんが行政経験を生かし、自治振興組織や住民団体の県や国からの補助金獲得など、リーダーとして動き地域貢献されることを期待します。

最後に、平成 28 年度の第 3 次行政改革推進大綱がまとめられていますが、その評価について伺います。数値的には改善されているので、第 4 次行政改革推進大綱が必要ではないかと思っています。

そこで、そんな中、今日の新聞で、自治体に迫る財政危機、国の優遇策終了でという見だしで、新聞記事がありました。リード文だけ読ませていただきます。

「市町村の財政基盤強化を目指した平成大合併をめぐり、痛み先送りのツケが顕在化している。重複する公共施設の見直しといったスリム化されないまま、国の優遇措置が終わり、過剰な維持費などに耐えられず、財政危機に直面する自治体が相次いでいる。慢性的な赤字は、急速な行政サービスの縮小を迫り、しわ寄せは住民や地域の未来へと及ぶ。ほかにある町長は、町議時代に振り返り弁明する。当時は公民館の設置など地域の要望を町に上げることが仕事だった。町政の全体像を見る感覚を持っていなかった。」との報道ですが、飯南町は、いろいろやってはありますが、大丈夫か不安に感じましたので、今後、行財政改革論が出ていないのか。やはり私は今策定されているように、総合振興計画も良いですが、町民の皆さんを交えて真剣に行政、財政を議論する場が必要だと思いますが、お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

今ご質問いただきました答弁の前に、先ほどの答弁で 1 か所を訂正お願いいたします。

最低賃金のことですが、引上げ額は 47 円と申しました。合わせて 907 円と申しましたが 904 円の誤りですので、こちらのほうにつきましては訂正をお願いいたします。

それで、議員からは、アウトソーシングによる雇用の創出、行政改革、この 2 点について質問いただきました。

この行政改革の一つとして、民間で担える事務事業について、積極的にアウトソーシング、いわゆる外部委託することは、効率的な財政運営を進める上で大切な考え方です。ご承知のとおり、これまで、保育所運営業務、水道や道路の維持管理業務などは外部に委託してきております。

それで昨年の 6 月定例会においても、議員より同様のご質問をいただき、今後研究すると答弁してきております。

新年度は、行政報告でも述べさせていただきました。本町の重点施策である定住対策事業について、より細かに対応していくため、定住相談や空き家バンクに関する業務について外部委託したいと考えております。このことは、今年度、いろいろ議論、調整してきた案件でございます。

それで、これまでフォロー、移住後のですね、された方の後のフォローの部分であったり、それが不足しておるということもよく聞いております。それから要望等へのきめ細かな対応などに応えるためにと考えております。

このアウトソーシングによりまして、新たな雇用はもちろんそこは生まれると思いますし、行政側でも浮いた職員、新規事業へまた振り向けることもできると考えております。

それで U I ターン者を含めまして、雇用が新たに生み出され、そして働く職種の選択肢が少ないと言われております本町にとって、官民、両者にとって有益であると認識しております。アウトソーシングにつきましては、受けてとの思いが一致しないと進めることはできませんが、引き続き研究してまいります。

それで、指定管理者制度のことであつたり、ちょっと通告のところには書いてなかったんですがいろいろ説明をいただきました。地縁団体の法人化とか、いうことでありますが、このことに関しては、議員、今提案いただきました自主組織あるいは、個人への委託も拡大していけるものがあればということでもあります。先ほども申し上げましたが、業務内容と委託先の環境など、総合的に勘案し検討すべきと思っております。

それで最後に、行政改革の評価、今後についての質問であります。

それで行政改革大綱、平成 27 年度から 5 か年、これは 27 年度から令和元年度になりますが、計画期間とした第 3 次の行政改革推進大綱、これは目的としておりました機構改革であつたり、財政の安定、また定員管理、人材育成などについて、おおむね達成したと判断し、その後は、令和 2 年 4 月に策定いたしました第 2 次総合振興計画の後期計画、こちらのほうへ踏襲した形をとっております。

先ほど行財政運営のところで、厳しい財政状況につきましては説明いたしましたが、やはり、新たな行政課題に適切に対応していくためには、マンパワーは必要不可欠であり、今大胆な人員削減を進めることはできません。ルールであります定員管理計画に基づき、体制を維持してまいります。

また、もちろん、人口も減少してきますが、いろんなサイズダウン、スケールダウンしても、取り組むべき事業の取捨選択につきましては、令和7年度から第3次の総合振興計画を策定いたしますので、その中で反映したく考えております。

あわせて、新たな行革大綱の策定、こちらにつきましても、考えていかなければならないと思っているところでございます。以上です。

○6番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員。

○6番（安部 誠也） はい。

ありがとうございました。我々議員も、先ほどの新聞記事のように、町政の全体像を見る感覚が必要だと今回感じております。

次にですね、萩焼の発祥地は赤名について、質問いたします。

12月の一般質問の中で、同僚議員の質問で、町長の5項目の重点目標についての答弁では、歴史文化を感じるまちづくりに関することが取り残されているとのことでした。

私はこれまで歴史物については、この場で峠研究家である中川健一さんが、日本100名峠である赤名峠を本州で一番良いと評価していただいた話。江戸時代寛政年間に志学の若い医師の今田ちきょうがまとめた大田市にまたがる三瓶山の巻物「三瓶山十二勝」の存在を紹介してまいりました。

今回は萩焼の発祥の地は赤名という話をします。紹介します。

これは私が東京にいるとき、友人から聞き、書物を見て知ってはいました。萩焼の開祖は李勺光・李敬兄弟と言われています。その一方で、佐藤進三「萩古窯文献」河出書房・昭和31年刊や萩焼の陶芸家の大家でもある坂田泥華「日本の陶磁12萩」保育社カラーブックス昭和54年刊など、文献などによれば、三輪家も文禄の役の折、毛利家重臣の宍戸元統（毛利元就の外孫）が朝鮮半島に出征した際に朝鮮人陶工を連れて帰り、赤穴蔵之助、または赤穴内蔵之介を名乗ったのが始まりである。当初は出雲赤穴で窯を焼かせた。関が原の戦いで西軍の総大将を務めた毛利家が周防国・長門国の2か国に減封されると、それに伴って萩へと移り住んだ。萩の城下で独自に焼き物を焼いていた赤穴家であったが、3代目の赤穴忠兵衛の焼き物が評判となり、藩主の毛利綱広（毛利輝元の孫）の聞き及ぶところとなり、赤穴忠兵衛を御雇細工人として召し抱えて三輪の名字を与え、京都の楽焼を学ばせたのであると言われています。

しかし、先ほど紹介した坂田泥華著にも記載されていますが、三輪休雪家は現在、発祥の地は大和の三輪だと言っています。しかし、かつて坂田泥華さんと、11代三輪休雪さんもこの赤名に来られたという記録もあります。

私は長年の疑問を解決するために、吉田松陰が出ていた NHK 大河ドラマ「花燃ゆ」が放映していた 2015 年に、実際に三輪休雪さんの窯元を訪ねました。現在の三輪休雪さんは 13 代ですが、都会から帰ったばかりの次の 14 代になられる方に会い、赤名から来たことを述べ、赤穴蔵之助の話しをしました。残念ながら発祥の地は「大和の三輪」だと言われ、三輪家にある登り窯を見せてもらい帰りました。

文献によれば、赤穴蔵之助の赤名での焼成期間は 5、6 年といわれていますが、そんな中で現在の赤名周辺を調べても、窯、窯跡が見当たらないし、萩焼の陶芸家でもある吉岡曉蔵著、李勺光萩焼開窯秘話・佐々木源十郎「覚え書」にも、1 年のうち半年間は雪で、当時は瓦ばかり焼いていたらしいですが、その瓦の破片も出てきません。

そこで町としても「歴史文化を感じるまちづくり」と言われていますので、長年いわれていた赤穴蔵之助の足あとを調べるべきではと考え質問いたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員から、歴史物の今回質問ということで、私の公約に掲げております「歴史文化を感じるまちづくり」ということで、そうしたところからのご質問かと思いますが、まずびっくりしたのは、この萩焼が発祥の地は赤名であるということをお聞かせいただきまして本当にちょっと驚きました。そしてそれを示す調査、なかなか手がかりはないということではありますが、そうした質問であります。

それで、萩焼につきましては、私も少し調べましたが、1604 年、萩城下で始まったとされる焼き物で、これは先ほどの毛利の話がされましたが、始まったとされる焼き物で、独特の貫入による、色合いが変化していく特徴がありまして、その技術は国の無形文化財に指定されております。茶碗なんか、ひび割れといいますかそういうのが入ってそこへ色が入っていくということで、そうした特徴があります。

それで萩藩御用窯の一つである三輪家は萩焼屈指の名門とされ、無形文化財の技術保持者である、通称、人間国宝も排出しておられます。

こうした三輪家の祖先は、毛利家が出雲地域を領有していた時代に、出雲国赤穴、すなわち飯南の地で焼き物をつくり、地名を冠して赤穴蔵之助を名乗り、関ヶ原の戦いの後、毛利氏に従って萩へ移住、萩焼創始の一翼を担ったという歴史をこれは議員に教えていただいたところです。

このことにつきまして、萩市にあります萩博物館に問い合わせをしましたところ、明和 3 年、1766 年ですが、三輪窯 5 代の三輪利近（みわ としちか）が藩に提出した、漢字が何文字か続くんですが、『略系伝書御書渡写』（りゃくけいでんしょ おんかきわたしうつし）に、そうした記録があるようでございます。

このように、あまり知られていない地域の歴史や郷土を築いた人々を知ることは、私たちが暮らしている町の新たな一面を知ることができます。

また、大きな日本の歴史と自分たちの地域がつながっていることを感じることで、またこの地域への愛着が生まれると感じております。

私の公約でありますこの「歴史文化を感じるまちづくり」にとって、こうした取組み、雰囲気作りはとても大切なことであると考えておまして、ただ、すぐ本格的な調査というわけにはまいりませんが、議員のお力添えもいただきながら、議員が中心となつてですね、ご指摘の萩焼のルーツとなった人物の情報収集などを行いたいと考えております。以上です。

○6番（安部 誠也） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也員の質問は終わりました。

以上で一般質問を終わります。

.....

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

以上で本日の日程を終了し、これにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会をいたします。

なお、12日から15日は各常任委員会、16日、17日は休会、18日は各常任委員会、19日は各常任委員会及び午後1時から予算特別委員会、20日は休会とし、21日は午前9時から本会議を再開をいたします。

ご苦勞様でございました。

午後2時46分散会
